

「景観整備機構」に関する
諸々のことを
毎号、瓦版と名付けて
連載することになりました。



現在すすめている景観研究調査：川根町家山 2006.11.23

●リアルタイムで届けたい

昨年2月17日に静岡県知事から、10月23日に三島市長から、本会は景観法による「景観整備機構」の指定を受け、景観実務講座や住民との協働による景観育てのしくみを探究する景観研究など、景観法に定める業務をすでにすすめています。

これらの業務の内容や進捗、これから取り組みたい業務、景観行政団体はじめ行政の動きなどをリアルタイムで伝えたいと思います。また、景観について感じることや景観・まちづくり活動を実践して思うことなども、本会皆様の参加によって書き綴ってもらいたいと思っています。

瓦版の使命は、最新の情報を広く提供することにあります。そして会員参加によって景観整備機構の中身をわかり合い、景観・まちづくりについて共通認識を深めていきたいと思っています。

●これまでの活動の延長線上

景観整備機構は景観法(H16.6.18制定、H17.6.1全部施行)の中に位置づけられた組織です。だからといって、新しく初めてのことに取り組まなくてはならないと構えることはありません。本会や各支部がこれまで取り組んできた景観や町並み、まちづくり活動の延長として考えてよいと思います。

- ・ H1 歴史的建築物・町並みの存在確認調査
- ・ H3 旧東海道22宿の基礎調査
- ・ H4 海の東海道の基礎調査

これらは各支部において地域住民と協働してプロジェクトを組み、単なる調査に終わることなく、計画・提案としてまとめたものです。

- ・ H13「東海道まちづくり・21世紀の提案」事業

各支部が事務局となり、会員建築士がコーディネーターとなって、市町村の具体的なプロジェクトについて地域住民の意見・考えをまとめ行政に提案したものです。そして提案だけに終わることなく実現され、また多くが継続されています。

- ・ H9～現在 地域貢献活動センターの活動

会員建築士が地域住民といっしょになって進める

地域のまちづくりを支援し、毎年、活動発表&ワークショップを実施しています。

これらの取り組みは、まさに景観整備機構の業務そのものであるといえます。本会はすでに20年来、景観・町並み・まちづくりの活動をすすめてきたのです。

●景観整備機構がめざすもの

本誌の昨年12月号で、景観整備機構がめざそうとしている3つのことを述べました。「地域密着」「仕事連環」そして「景観責任」です。

これらに共通することは、組織として景観に取り組むことが、個人としての建築士の資質や活動や仕事に深く関係してくるということです。また、そうならなければ景観整備機構の存在意義はないと思います。

●組織としての建築士会

× (掛け合わせる)

●個人としての建築士



景観整備機構

考えてみますと、これはごく当たり前のことかも知れませんが、建築士会は建築士という資格をもつ個人の集団ですから、組織としての取り組みが、個人の資質を高め、活動の幅を広げ、自身の仕事に結びついていくべきなのです。

この言わば当然のことを改めて考えていきたいと思っています。と同時に、めざしていくべきこととしたいと思っています。

日々の生活の中で目に映るさまざまな事象の総体が景観なのですから、景観は日常的なものです。建築士は人々が活動し生活していくための空間を対象としていますから、景観をつくっていくという日常から逃れることはできません。景観をよくしようとする景観整備機構の取り組みが、会員建築士個人の資質・活動・仕事につながってほしいと思うのです。

(景観整備機構 副代表 塩見 寛)

景観整備機構になった
建築士会は個々の会員で構成。
組織としても個人としても
資質が問われている。



2007.1.27 第16回まちづくり会議における発表

前号で、建築士会が組織として景観に取り組むことが、「個人としての建築士」の資質や活動や仕事に深く関係してくることを述べました。今号は、このことについて、もう少し詳しく考えてみたいと思います。

●なぜ建築士会は景観整備機構になったか

去る1月26・27日の両日、日本建築士会連合会主催の「まちづくり会議」が東京で開催され、静岡県での取り組みを発表する機会を得ました。景観整備機構になったものの何もせず、また何をすればいいか模索している単位士会や、機構になることをためらっている士会がある中で、建築士会が機構になる理由は“単純明快”であると断言しました。

景観について行政が取り組んでいくためには、市町が自ら手を挙げて県知事から同意を受け「景観行政団体」にならない限り、景観法は運用できません。景観整備機構は景観行政団体が指定するのですから、建築士会が組織として景観をよくしていきたいと思うなら、その意志表明として行政から指定を受けることが自然だと思うのです。

いくら声高に建築士会はよい景観をめざしているんだと叫んでも、単なる声だけでは社会が認めたことにはならないのです。景観をよくしていくための「しくみ」ができたのですから、そのしくみを活用すべきなのです。建築士会は組織として取り組むために法律に基づいて「景観整備機構」になりました。社会に対して宣言したことが認知されたことであり、対外的に対抗できる看板をもち得たといえると思います。

●個人としての建築士に求められるもの

景観整備機構になった建築士会が、では、「個人としての建築士」としてどうなのかということです。これには2つの意味があると考えています。

景観は、日々の生活の中で目に映るさまざまな事象の総体であり、建築士は人々が活動し生活していくための空間を対象に、最終的にはハードのものづ

くりをしているのですから、景観をつくっていく立場から逃れることはできません。

これは建築士としての日常の仕事のことを言っています。組織として景観をよくしていくと宣言したのですから、その構成員としての会員建築士もまた景観をよくしていくという自覚と責任をもたなければならぬということなのです。

景観整備機構の業務に直接かかわってなくても、会員として景観をよくしていく責務が課せられたといえると思います。これが一つです。

●建築士個人の仕事につなげたい

もう一つは、景観整備機構の業務は建築士個人の仕事になってほしいということです。適正な業務報酬により、仕事として業務を受けることをめざしていきたいと考えています。

そのためには景観をよくしていくためのプロフェッショナルとして、行政からも地域住民からも信頼される能力と知識と行動力が求められることは当然です。景観はごく日常のものであるけれど、さまざまな見方、とらえ方があり、利害も絡み、一つの方向に収斂し認識を共有していくには、多くの困難が予想できます。景観整備機構の業務の中で一番求められることは、それらをまとめていくコーディネーターとしての能力だと思います。

建築士会が、支部が、そして個々の会員が実践する活動の中で培ってきた実績を、これからは景観整備機構の業務として個人の仕事につなげてほしいと思うのです。

まちづくりの現場では、さまざまな立場やさまざまな価値観をもった人たちの思いや考えを、みんなが納得できるようにまとめていくという場面が確実に多くなってきます。このことを建築士の業務としていくことが必要だと思います。経験のない人でも意欲があれば、そういう場に参加することによって身につけてくるはずです。景観整備機構は、そのようなプロフェッショナルを求めているのです。

(景観整備機構 副代表 塩見 寛)

日本の景観
「景観研究」に参加して
景観とは
景観整備機構・建築士の役割



川根町笹間渡にて…自然と共にゆったりと、
歳を重ねた美しい顔が、すべてを物語っている

■ 日本の景観

ブルーノ・タウトは1933～1936年日本に滞在し桂離宮を「現代における最大の世界的奇蹟」と賞賛したドイツの建築家である。その書「ニッポン」の序説で『日本！ それはヨーロッパ並びにヨーロッパ文明の支配する世界にとって日出る国である。…ヨーロッパとアメリカに近代機械文明が咲くと同時に、ヨーロッパとアメリカの芸術文化は疲弊し、古い形式は機械のためにその内容を失ってしまった。ヨーロッパの若くかつ優れた芸術家は何らかの打開の道を求めて、世界に眼を配り、その結果純潔無垢な形式を数千年にわたって育成してきたと言う点で、彼等に新たな勇気を与える国として日本を見出したのであった』と記している。

ジャーナリストのコリン・ロスも「1936年のアジア」の中で『岩山の頂点にあるこの社殿は、小さな粗末な作りだが、あたりの景観とはいかにもじっくり調和している。…これが日本だ。かつては日本全土がこのような有様であった。自然と芸術がまったく独特の方式で一体となり、地球上の他の民族の追従を許さない完全な姿を示していた』と賞賛している。

■ 景観研究「川根町」に参加して

私は日本が世界に誇るべき景観を破壊し失ってしまったように思っていた。しかし、川根町を歩いた時ここには人々の生活と共に『日本！』が残っているのを見た。良く手入れされた美しい自然と共に生きている村里を歩くのが楽しみになった。色々な発見があり、良くも悪くも学ぶべきものに出会う。それは川根町が素晴らしいだけでなく、景観研究という意識を持って注意深く見て歩くから発見があったのかもしれない。ダメと思っている自分の町でも、その気になって見てみれば良い所を発見できるのではないかと思う。静岡県建築士会が景観整備機構になったことを機に、身近な町を歩いて見ようと思う。住民の目で、建築士の目によく見ることが地域を良く知ることになり、自分の仕事にも役に立つことを発見できると思う。

■ 景観とは

東京農大教授の進士五十八先生は、『「景観」の英語のランドスケープは、「ランド／土地自然」と「スケープ／端から端まで、すなわち全件、総合」の両面の重要性を意味する。土地土地の個性、地域性を大切にすること、自然を大切にすること、部分効率で判断することなく、全体性、総合性を大切にすること。魅力も活力も、文化も経済も、その両方を大切にすることである』と言い、『自然、歴史、文化の豊かさや個性が“魅力”の源泉である。一方経済活動の活発さはもとより、人々のヤル気、元気が重なってこそ“活力”が出る』と言っておられる。

タウトは『集合住宅について、伝統、習慣、風俗、婦人の仕事等にまで及ぶ社会的な面、次に衛生上の、第三には技術的建築的な面をもつ。そして決定的な一面は費用の問題である。これら四つの問題は個々に切り離すことは困難である』と言っている。

景観とは、非常に広い総合的なものであり、多くの専門家、住民、行政が一体となって取り組まなくてはならない問題であることが良くわかる。

■ 景観整備機構・建築士の役割

タウトは、要するに、社会政策家・婦人団体・医師及び衛生専門家・各般の技術者及び設計者・園芸師その他の協力を仰ぎ、建築家の指導の下に、科学的研究が行われなければならないと言っている。

建築士は、それぞれの仕事を通して地域の景観にかかわっている。しかし、一人で出来ることには限界がある。建築士会を通して景観整備機構にかかわり、皆で力を合わせることによって地域に貢献できる。そのことが自己研鑽になり社会の信頼を得て業務の拡大に繋がることを期待している。

景観に関する業務は、先に述べたとおり多くの専門家、地域住民、行政との協働が必要である。そこで重要になるのがコーディネーターである。建築は色々な専門分野の技術の集大成であり、建築士はこれらをまとめるのも仕事である。建築士会の景観整備機構はコーディネーターの役割を果たしたい。

(静岡県建築士会会長・景観整備機構代表 大澤 稔)

比較評価される景観整備機構
会員であることが誇りとなる
地域をよくしていく一員
地域に信頼される建築士会



地域住民との協働による“景観育て”をテーマに景観研究を進めている川根町抜里で、地元の人といっしょに桜花見の会を開く。2007.3.31

■ 比較評価される景観整備機構

景観整備機構は、建築士会がこれまで活動してきた受託業務を大きく変えるものになると思います。今までの受託業務は、地域、社会に対する行政協力的な要素が強いものでしたが、反面、特命の業務でもありました。

景観整備機構は違います。特命の依頼もあるかもしれませんが、他にも景観整備機構に指定された団体がありますから、競合する相手がいるということです。すなわち、金額もさることながら、業務の内容、成果の内容も比較評価されるということになります。

このような状況の中で遂行する業務は、日々の仕事と同じ状況になるということです。そのためには今まで以上に専門性を深めていくことはもとより、幅広く知識を広めていくことが必要でしょう。個人の資質を高めていくことと同時に、組織として評価されることが大事であると思います。

■ 会員であることが誇りとなるように

建築士会の会員は県下全域にいます。そして、日々の業務を通じて、地域の景観に何らかの形で関わっていると思います。住宅を設計する時、公共建築を設計する時、あらゆる物を設計する時に周辺の事を考えながらしていると思います。又、工事に関わる人も、施工計画を立てる時、地域の住民や環境に配慮をして業務にあたっているはずで

す。建築士は地域の中で生活をしているから、地域に住んでいれば地域のことは誰よりも良く知っているはずで

す。地域の隅々まで知っているメンバーが、あらゆる地域にいるということは大変有利な組織であるといえます。これが建築士会の景観整備機構としての強みであるといえます。このことを生かして組織的に活動することで、地域の人たちと協働のまちづくり、景観づくりができるのではないのでしょうか。そして地域の活性化を図ることができるのではないかと考えています。

そのなかで建築士会の存在が社会から認知され、会員となっていることが誇りとなれるような、そん

な建築士会が出来上がってくるのではないかと考えています。その一つ一つの活動を通じて社会貢献に繋がっていくものと確信しています。

■ 地域をよくしていく一員であるために

今までの中央のコンサルタントに依頼して進められてきたまちづくりは、地域の良さや特徴が何も無い、形だけのもの、どこへ行っても似たような計画となってきてしまったような気がします。それも当たり前で、地域のことも知らず、地域の人たちの声も聴かず、聴いても聴いただけで素通りしてきたからなのです。

まちづくり、景観づくりには地域の人たちの参加が不可欠です。そこに住んで生活している人たちが歴史を継承しその地域の景観を守ってきました。そしてこれからも住み続けその地域なりの景観づくり、まちづくりをしていかなければいけないと思います。新しくするにしても、その地域の人たちが利用し活動する場所なので、地域の建築士はその中に住んで暮らしている一員なのです。

■ 地域に信頼される建築士会をめざす

景観整備機構の業務はさまざまなものが依頼されてくると思います。日々の仕事とはちょっと違った面白さがそこにはあると思います。毎日の業務と離れて初めて気がつくこともあるでしょう。新しい発見もあることでしょう。支部、或いはもう少し広域的なブロックを通じて活動ができる体制を充実させ、対応していかなければならないと思います。

建築士会は今までの地域の社会貢献的な活動もさらに進めていかなければならないと思います。

建築士はいろいろな業務に関わっています。景観整備機構は皆さんの協力がなくてはいけません。そして、景観整備機構の指定は建築士会という存在を世間に強くアピールできる状況ができたということなのです。会員の皆さんの協力を得てしっかりとした結果を残し、景観に対するさまざまなことに取り組んで、地域に信頼される団体として社会に貢献していかなければならないと思っています。

(静岡県建築士会副会長 神谷治嗣)



水と緑の街づくりの玄関口にふさわしい
JR三島駅南口広場



水辺を歩くことができる源兵衛川のせせらぎ
私の好きな三島の風景です。

■業務受託団体としての認知を

静岡県に続いて、市町村の景観行政団体としては初の景観整備機構の指定を三島市より受けたのは昨年の10月でした。さっそく市担当課より、景観整備に関するデザイン業務の見積り依頼がありました。また同時に業務委託を前提に市の景観形成基本計画見直しのため、三島支部と協議会を持ちたいという、願ってもない要請があり、これに応えました。いずれ予算もつけると言われていました。

この原稿を書くころには、その成果も発表できるかと思っていましたが、結局両方とも予算はゼロ査定となりました。協議会も3回程度開催した後、建築士会の意見を参考に計画作成を行いますという事で打ち切りになりました。

建築士会の長年の行政協力実績の為か、ボランティア団体としての評価が強いようで残念です。業務団体としての機構を認知してもらうには、まだまだこれからの努力にかかっています。

■「景観」に対する価値観は共有できるか

景観整備機構は良好な景観の発掘、維持保全、計画提案、意識の醸成などの業務を担っていくわけですが、この「景観」に対する認識や価値観は各地域、各人で異なるものと思います。

高層の建物は景観を阻害すると言う人もいれば、建ぺい率を低く抑えて緑の空間を増やすことができ、眺望が開け、立ちはだかる壁のように中低層建物が連続するよりずっと良いと言う人もいます。全ての色調を落とした落ち着いた色合いの町並みを美しく調和のとれた佇まいだと思う人もいれば、活気がないまちだと言う人もいます。名所旧跡のライトアップなども意見の分かれるところです。

果たして我々建築士会においても、あるいは地域の住民同士でも価値観を共有する事ができるのでしょうか。

神社仏閣、城郭などは時を経て美しく味わい深い景観を形成していますが、建築当時は権力や富の象徴として、その規模や高さを競い合っていた面もあっ

たのではないのでしょうか。色彩についても寺社など朱色に塗りこめられ異彩を放っていたものと思います。自然との調和を意図して造られたものなのか、或いは対峙したものだっただけか。

しかし、今日に至るまで文化財として、美しい景観として高い評価を得ているのは総合的な「質」の高さによるものだと思います。

■地域を愛し、「質」を見きわめる能力を磨く

千年とは言えないまでも、いつまでも変わらぬ質の高さこそがみんなで共有できる「景観」に対する価値観だと思います。

景観向上を標榜する建築士会としては、景観形成計画のため、建築に対する様々な規制を設けるお手伝いをする場面も有るかと思いますが、細かな規制による景観造りより、この「質の高さ」を切り口に、未来に続く景観造りを誘導、創出していく事が建築士の役割だと思います。

当たり前の事ですが、景観を構成するのは建築だけではなく。建築士に求められる資質は、建築物にとどまらず、各分野の「質」を見極める力を磨き、地域を愛するという共通認識のもと、地域住民と共有できる価値観を探り出し、実現に向けてのデザインを描く能力だと思います。

■景観はみんなの資産であるはず

最後にひとつ気になる事があります。前述の三島市の景観形成基本計画見直しのための市民アンケートの結果、建築行為等に規制を設ける事に積極的な回答が大多数でしたが、住宅地域に対しては大多数が消極的なことです。他人の資産に対して制限を加える事に抵抗はないが自分のこととなるとチョット抵抗があるというふうにも捉えられますが・・・。

景観は他人のものでもなく、自分だけのものでもありません。みんなの資産であると、みんなが思うようになったとき初めて、景観はよくなっていくものだと思います。

(景観整備機構 担当常務理事 杉橋 芳夫)



京都タワー



国立マンション

■ 景観とは

景観とはLandscapeの訳語で、人間が視覚で捉えた事物をいう。

一般的には「風景」と同じように使われるが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。

「景色」は眺望した自然の風景に対して使われることが多い。

景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などさまざまに分類される。また、視点場（景観をみる地点）と視対象（景観として把握される客体）との関係からも、眺望景観、圍繞景観、シークエンス景観などさまざまに分類される。

■ 景観を巡り議論となった事例

- ・警視庁の望楼問題（1929年）
皇居周辺的美観を損なうとして都市美協会が反対したため、望楼が短縮された。
- ・京都タワー建設（1964年）
建設を巡り大仏次郎などの文化人から反対の声があがり、新聞紙上などで激しい論争があった。
- ・丸の内美観論争（1966～1974年）
丸の内では初の超高層ビル東京海上ビルを巡る論争。1966年に計画が発表され1974年に竣工。
- ・小樽運河埋立て問題（1966年～）
- ・京都ホテル建設（1991年）
- ・京都駅ビル問題（1993年～1997年）
- ・ポンテザール問題（1997年）
京都市内を流れる鴨川の三条大橋と四条大橋の間にポンテザールを模したデザインの歩道橋を架ける計画が浮上し、景観設計、都市開発のあり方を巡り議論が起こった。結果、案は撤回された。
- ・国立マンション訴訟（2002年、2004年）
2002年12月の一審判決で東京地裁は高さ20mを超える部分の撤去を命じる。この判決は、景観利益を認める初めてのものとして各方面で話題となった。しかし、2004年10月の控訴審判決で東京高裁

は、景観を地域住民の個別の権利と解釈することはできないとして、地裁判決を取り消し住民側の請求を棄却した。

- ・イタリア文化会館（2006年～）
- ・真鶴町美の条例問題（1993年～）

■ 景観法

良好な景観は国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、整備及び保全を図り、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があることを景観法の基本理念とした。

次に、国、地方公共団体、事業者、住民の責務が述べられている。国は、基本理念に対する国民の理解を深める、地方公共団体は、自然的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する、事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観形成に努め、国、地方公共団体の良好な景観形成の施策に協力する、住民は、自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるべきことが述べられている。

■ 景観整備機構

私たち社団法人静岡県建築士会は、現在、静岡県、三島市より景観整備機構の指定を受けている。これからの県内の景観行政団体より指定を受ける予定である。

景観法により指定を受けるということは、静岡県建築士会のこれまでの活動実績及び、これからの景観法に規定されている業務を適正かつ確実に行うことができること認められたことなのである。

耐震偽装問題以来、建築士の信頼が失われている昨今、建築士のモラルの向上、士法の目的である建築物の質の向上はもちろんのこと、次世代に引き継ぐ、良好な景観の形成及び、環境に配慮した「美しい国づくり」に寄与することが信頼回復につながり、それ以上に、建築士という資格をもつ者の重い責務であると思う。そして、それは景観整備機構の業務を遂行することにより体現できると確信している。

（景観整備機構 委員 土屋 勝美）



2007.6.27 県労政会館に全支部が集まり、景観整備機構について熱い議論が交わされた。



10時半から12時半近くまで、質問・意見が相次ぎ、中身の濃い会議となった。

去る6月27日、本会全支部が一同に会し、景観整備機構（以下、機構）に関する会議が開催された。そのときの議論を集約して報告したい。

■ 機構の業務遂行について本会と支部の関係は？ また支部への費用の分配はどうなるのか？

社団法人として本会・景観整備機構が受けて、各支部が実務を行う。実際に業務を行うのは、支部の皆さんである。その中で、実務として対応できるように、しっかりとした業務報酬が確保できるようにしていきたい。現状はまだまだその域には達していないが、将来的に仕事として確立できるようにしたい。

機構としての指定を受けている本会側で、必要最低限の事務経費は必要だが、基本的にはプロジェクト毎に支部で対応していくこととしたい。

■ 機構の業務は景観行政団体等からの受託が多くなると思われるが、具体的にどのような内容が想定されるのか？

景観行政団体になると、まず景観計画が策定される。その景観計画の策定委託を受けることが考えられる。あるいは景観計画を策定中の景観行政団体においては、策定作業に委員として参画することも考えられる。景観計画策定後に景観地区を指定しようとする段階で、計画の基準づくりや計画の具体化のための実施プログラム案作成の委託を受けることが考えられる。

このようなハード面での整備の他に、地域住民の意識の啓発やWSなど市民といっしょになって景観を考える場の企画・運営なども考えられる。

■ 行政からの委託の場合、コンサルと競合して入札して受注という方式になるのか？

その可能性も十分考えられるが、機構は法律によって指定された機関なので、業務執行の実績・人材を示して特命・随契を求めている。ただ現実には特命、随契で仕事を取ることは難しいかもしれない。行政側が、地域に住み地域を知り地域をつくる「地域密着」の建築士会＝景観整備機構との協働を委託の条件にしておくことも考えられる。受託先が建築

士会を下請け、あるいは協力の相手とするということだ。行政に対する事前の働きかけが重要である。

■ 行政への働きかけと言うが、どのようなアクションを考えているのか？

機構を案内するパンフレット(A4・4頁)と人材リスト(H19.9月募集)を作成し、市町の来年度予算要求に間に合うように機構を売り込みにいきたい。支部が主体になり市町へ出向くことをお願いしたい。

■ 人材リストだが、どのような考え方で作成するのか？ また、それなりの人数・マンパワーが必要と思うが、最終的な人員構成数は想定しているのか？

人材リストは、これだけの能力と実績をもった人がそろっていれば安心して仕事を任せられると行政側に思わせるものにしたい。

人材リストの作成は自薦、他薦、また支部に対しても投げかけを行いたい。

定数を特に決めている訳ではないが、それなりのマンパワーが必要なことも事実である。しかし頭数をそろえるために募集をかけて、無理に人を募ることは考えていない。

プロジェクトの内容や対応する支部の状況によっては、支部単位の構成を離れて、必要な人材を他支部や本会から派遣することも考えられる。

たとえば、官公庁支部は県及び市町の行政職員で構成されるため具体的な地域をもたないから機構の業務を単独では受けられないが、官公庁会員は事務処理能力、すなわち文章を書いたりまとめたり、問題・課題を整理し、それを資料化・文章化する能力に長けている。また法令にも精通しているので、景観計画の基準づくり等にも対応できる。これらの得意分野を機構の業務に役立てる可能性がある。

■ 景観行政団体は現在9市1町ということだが、今後どのように変わっていくか？

景観行政団体は今後ふえていく、と同時に景観法を運用しない市町との温度差が出てくるだろう。機構は県全域を対象にしているから、すべての市町に対して働きかけていきたい。

(景観整備機構 副代表 塩見 寛)



茅葺屋根の葺き替え風景
作業を通して築かれるのは人間関係。
学生時代に関わった民家の移築現場。



土壁を現場練りしているところ。
住まいづくりも、まちづくりも、チームワークが大切

■ 景観・整備・機構

「景観整備機構」。この聞き慣れない名前との出会いは、2年近く前になるでしょうか。正直なところ初対面の「景観整備機構」は、やたら画数の多い漢字が6つ並んだ「行政用語」という印象。馴染みが良いとは云えません。ひらがな5文字の「まちづくり」が、急に漢字6文字の「景観整備機構」へ。何となく戸惑いを感じました。

当初、(社)静岡県建築士会が、景観整備機構としての指定を受けるにあたり、検討を行う受け皿となる組織がなかったため、地域貢献活動センター「助成・技術情報特別委員会」の中で議論が交わされました。そして現在は、景観整備機構の中で議論が進められています。この二つの委員会組織に参加し、その中で議論を重ねることで、「景観・整備・機構」が噛み砕かれ、僕の中で少しずつ理解されてきたのは、つい最近のことかも知れません。

■ 如何にして、自分自身の言葉に昇華するか

瓦版の第6号にも記載されていますが、「景観整備機構」は景観行政団体と共に、景観法により定められた組織です。法律を熟読することで、こうした仕組みを理解することは大切かも知れません。

しかし、この法律に対応して何ができるかではなく、現在の自分自身の興味と照らし合わせ、楽しく取り組むことができるのは何なのかを考える方が、大切だと個人的には思われてきました。法律に準じて堅苦しく動くのではなく、法律を如何に活用するのかを考えた方が楽しいに違いありません。

最近の建築基準法の改正は、何とも窮屈な印象を受けますが、本来法律というのは、縛られるためにあるのではなく、活用するためにあるのです。

■ チームで動く

社団法人の总会・景観整備機構が受託した上で、各支部を基本にチーム編成を行い、実務を進めていきます。資格者団体である建築士会に所属する会員が個々に動くのではなく、チームを進める団体競技であることが大きな特徴といえます。

建築士会に所属していても、実務を通して会員間の仕事を案外知らないものです。あの人はゴルフが上手、カラオケ好き、酒が強いということは知っていても、歴史的建造物の保存改修技術に長けているとか、まちの歴史を熟知しているとかは・・・？

チームとして動くのですから、個々の特徴や得意技を互いに理解する必要があります。

■ 求められるのは様々な得意技

「景観整備機構」では、ご承知の通り「人材リスト」の作成作業を進めています。そこで必要とされるのは様々な得意技。単に「まちづくり」に興味があるというだけでなく、例えば商業施設の計画や、歴史的建造物の保存改修に興味があるという方の力も必要とされています。人を束ねて催しを開催することに力を発揮するというのも、「広報誌の企画なら任せて」というのも、得意技の一つと考えられます。

■ 一番大切なのは

一番大切なのは、チームとして共に動き、個々が得意技を発揮していくこと。実務を通して様々な人と出会い、個々が成長していくこと。

楽しくなければ続きません。継続的に活動しなければ、「景観整備」なんて出来ません。

ところで、僕の得意技は何だろう・・・？

(景観整備機構 委員 坂田卓也)



川根町川根温泉内会議室 2007.7.20



本会景観整備機構は、去る7月20日川根町で市町職員を対象にした景観実務講習会を支援した。東京大学西村幸夫教授の地場の力を活かした景観の講演なども行われ、内容の濃い講習会だった。また、参加した行政職員から、建築士は建物だけでなく、景観まちづくりの業務もこなせる能力を持っていることを認識したという意見も寄せられた。

●景観まちづくり!?「そんなの関係ネー」

本会は景観整備機構を推進していくにあたり、地域で景観まちづくりを支援する人材を募集した。

「景観まちづくりに興味もないし」「関わったことも無いし」「専門外!」「ビジネスになるのか?」「そんなの関係ネー」と思っているあなた。あなたも地域に暮らす住民の一人。好むと好まざるに関係なく、ビジネスになろうとならまいと、いつのまにか景観まちづくりの当事者になっている。

●家の外はみんなのもの

景観まちづくりは、言うまでもなく、実際に地域に住む人たちが当事者として関わり、自分たちの住む地域の景観課題を解決していく活動だ。従って、景観計画区域内に居住する建築士は仕事と結びつかなくても、住民として受動的な当事者となる。

今まで、建築士は住民とともに、行政との関係の中で、ルールに沿った建築物を手掛けたり、統一したまち並みやシンボリックな建物を造ったり、歴史的な建造物を残したりしていく、そうした活動の合意形成のプロセスや手続きの中での活動が重視されてきた。

今後は、行政とともに、地域住民との関係の中で、個人所有による分断された空間からその先にある地域は共有の財産と意識して、「家の外はみんなのもの」として心一つにしていく空間づくりを心がけることが根底にあるといえる。その下で、将来の地域の姿を描き、それに向けた景観まちづくりの運動を展開していく活動が求められている。

●「コモンズの悲劇」

個人の所有する土地に、所有者が自由に建築活動することは自由ダ～!と言っているあなた。「コモンズの悲劇」をご存知だろうか?

共有地(コモンズ)である放牧地に、複数の農民がそれぞれの牛を放牧する。農民は利益の最大化を求め、他の農民より多くの牛を放牧する。しかも他の農民よりもより早く、継続して放牧する。しかし

他の農民も同じ行動を起こすと、限られた農地は荒れ果て、全ての農民が被害を受けることになる。

ただし、共有地を誰もが自由に使える場合のみにおこるという前提。利用する農民が限られていたり、各自相応の負担を行い管理している場合にはこの悲劇は起こらない。(生物学者ギャレット・ハーディン1915-2003が1968年「サイエンス」誌に掲載した論文)

このことは、良好な自然景観の地域を背景に、好き勝手に建築し続けていると、眺望を求める高層の建物や目立つ色彩の屋外広告物などにより、地域の景観・眺望や居住環境が悪化し、全ての建物を取り巻く環境が悪くなり、資産価値も減少するというこにたとえられる。

しかし、地域住民が景観秩序を意識したり、建て方のルールをもっている場合には、自由な建築活動に抑制が働き、このようなことが起こりにくい。

●地域と建築士の“Win-Win”の関係づくり

今後、大規模な公共投資に依存した景観まちづくりは期待できない。民間を主体にその地域ならではの資源を活かした、自立的な地域経済を構築していくことが必要不可欠となっている。生活者から支持される地域資源を活用した新しいサービスや商品づくり等の固有のブランドづくりが求められている。

これからは、抽象的な地域イメージや構想では不十分で、経験や専門性を活かして地に足の着いた、実現可能な計画やその実現が期待されている。

景観まちづくりには、地域との関係を密にして、関係する人が各自の専門性をそれぞれ提供し、積極的に関わることが求められる。

建築士は異分野の専門家とも連携し、自分たちの住む景観まちづくりを支援することによって、地域の産地ブランド化が進展し、地域内の自立的な経済循環が活性化し、相互にメリットのあるビジネス活動へとつながっていく。地域と建築士との“Win-Win”の関係が構築される。

(景観整備機構 委員 木村精治)



川根町葛籠^{つづら} 野積み^のの玉石が2mを超えて積まれている



宅地へのアプローチの玉石積み。隅部に大きめの石を配している。

■これまで〈「個」建築が主流〉

建築士の資質が問われる昨今であるが、建築基準法や消防法など最低限の法律をまじめに遵守して、建築設計・監理に従事以来40年の古建築士。学生時代に都市計画らしきものは、勉強した覚えはあるが、今回のテーマである『景観』という2文字は全く記憶に無い。これまで「個」建築の設計は、日常茶飯事の仕事であったが周辺の環境に配慮する余裕は全く無かった（少しはあった？）というのが、正直な話である。

かつて、ある市長が、「建築士の皆様は、町づくりに大いに貢献されている。建築士の皆様のレベル如何により、町が良くもなり、悪くもなる。皆様のご活躍に期待したい。」という挨拶を聞いたことがある。この市長は、建物の機能はもちろんのこと、町の景観づくりに期待をしていたのだと感心させられた。「景観」というものに縁遠かった自分に、反省しきりだが、なぜか今も旧態依然の私である。

高度経済成長時代に残業に追われて、多くの建物を設計・監理してきた時代は終わった。低成長の時代に入った今、量の生産から質を重んじる時代が変わった。「個」建築の設計の時代から、「景観形成」という新しいジャンルが建築士の大きな役割、使命に加わったと言える。

■いま〈景観研究に参加して〉

昨年からの県の戦略課題研究で、景観研究が始められ、大井川中流域“景観育て”のコアスタッフの一員として2年目を迎えた。中流域として川根町の北の葛籠地区から南の家山、渡島が対象地区となっている。

1年目は、外部から見たそれぞれの地区の評価、感想をまとめた。大井川の中流域にどっぷり浸かっている私には、川根の評価は不可能と考えた。しかし、スタッフの皆様と担当の葛籠、石風呂地区を歩いて見て、考えが一転した。普段は、時速40~50kmの車で素通りする地区を、その20分の1のスピード

で歩いてみると景色が止まって見える。生活の息吹が庭先の花壇に、又屋敷周辺の造りに「景観」を感じ始めた。そこに住んでいる人々の歴史や伝統文化、生活習慣の集積が自然と一体となった「景観」を創り出していた。

日常的に見慣れた茶園も「景観」の2文字を被せてみると、農業（生産活動）の歴史が感じられる。茶畑の中の60cmほどの赤道。スタッフ一同、「お茶の小道」と呼んだ。今は、後継者問題や茶価の低迷で茶園の耕作に苦労を重ねている。一年中緑色の茶畑も美しい「景観」といえる日がいつまで続けられるか。流域住民の重大な悩みである。この問題こそが大井川中流域の“景観育て”の第一歩であり、われわれ日本人が抱えた美しい国づくりの大きなテーマでもある。

去る9月7日から3日間、川根本町に於いて上流文化圏交流会議として「全国まちづくりフォーラム in 奥大井」が開催された。ふうけい分科会で玉石積の擁壁と電柱電線の話が出た。玉石積には補助金を出してでも、守るべき景観ではないか。また、電線は、エリアを決めて地中化を推進すればすっきりした景観が得られるという結論に達した。

■これから〈地域と歩む新建築士〉

手厚い補助を受けながらも、地域づくりに光が見出されない地域がたくさんある。“景観育て”を通して地域の特徴を研究し、それを生かした産業経済活動が求められる。

今回のワークショップで、住民の方の切実な質問があった。景観形成の事業に、これからも建築士が関わってくれるのか？“景観育て”をやっても地域を守る後継者がいない！歴史や伝統を重んじるお年寄りの気持ちが痛いほど分かる。私自身も、川根に生まれ、住む一人として景観町づくりを通して、地域と歩む新しい建築士として、健全なる中山間地の存続を願っている。

（景観整備機構・景観研究コアスタッフ 生田八朗）



* 景観整備機構は県から委託を受け、H18(19)川根町を対象に「景観育て」をテーマに調査研究を進めている。去る8月26日、川根本町で住民とのWSが開催された。



川根地域の魅力・再発見を提示したあと、住民との意見のやり取りをまとめた。住民との意見交換を継続して、少しずつ「景観育て」を育てていきたい。

■ 景観？

景観ってというと、「景色なんじゃない」とすぐに思い浮かべる人が多いと思います。景色には違いないのだけど、もっと客観的な言葉なんだということです。景色は個人の主観でもって見た心象風景を含んだ絵だと思えばいいです。ですから景色は写真、絵画で表現されます。それでは風景は？どう解釈すればいいのかな？とも思いますが、私は勝手に解釈して、その景色にもう少し時間の概念を含めた言葉だと思っています。違っていたら誰か指摘してください。風景も景色も主観的なものが含まれていると思うのですが境目はわかりません。

建築の仕事に係わっていると景色に関して非常に敏感になります。ましてや他所の人が私の住む町に来ると「どこも変わり映えのしないうんざりするような町だね。」なんて言葉が出てしまいます。でもこの町が好きです。自分の主観的な記憶や歴史が多少読み取れているし、表面に見えない過去の事象をまだどこかに探ることが可能だと思っているからです。それに住み続けていると、言葉にできない人間関係ができ上がってしまうのですね。そこまでは景色からは読み取れませんが、住み続けていることには大きな理由があると思います。

■ 「いいじゃん」

小さな村でも大きな町にも先人達の暮らした知恵と工夫があった筈です。自然環境や人間関係は、現在とは比べ物にはならないほど苛酷だったと思われるかもしれませんが、何処かでは抗いながら、また折り合いを付けながら暮らしの積み重ねから培われてきたと思います。その大いなる知恵と工夫が村に大きく貢献しているのでしょう。村が美しく見えた時には、感覚でそれらに感じているんだと思います。

その土地に住んでいると当たり前な物や事になってしまって、不思議でも何でもない事が、他所から見ると「すごいじゃん」という物があります。他所で違う世界を見ると唖然とする風景に出会うことがあります。この「こって、いいじゃん」「これって、

いいじゃん」が探検の始まりです。いいところの風景の探検は、その経緯まで知りたくなり、村に通い始めます。他所の人に賞賛されて悪い気がする人などいません。地元の人には、心の底で薄々、いや心の全体で優れものであることに気付いているからです。他所との違いを知り、自分の周辺に気が付く。そして、その個性を大事に育てていくことは、先人達への敬意でもあるということを知っているのだと思うのです。

■ 育てる

骨董の世界では、時間を経て使い込まれて味の出した物を「育てている」というのだそうです。意味深ですね。風合いの字の風は時間を指しているのではないかと感じてしまいます。時間を掛けて機能を使い込み補修をしながら大事に使い込むことは、その物が好きだからできることです。誰でも好きなものには手間隙を掛けるのを惜しみません。好きでもないものは捨てられてしまいます。風景が変わってしまったのは、本当に好きじゃなかったし、大事じゃなかったからです。もっと大事なことがあったから、美しいと感じた風景が少なくなってしまったのかもしれない。

先日のワークショップ*で地元の人が「景観の議論だけでは食べていけない」という発言がありましたが、景観もだめになってしまったら、もっと厳しい状況が予想されます。景観は次へのステップの基壇に成りえると思うのですが、どうでしょうか。そこに住む人々のプライドやアイデンティティーは少なからず風景に反映されています。荒んだ町や村には人が寄り付きません。コツコツ、丹念に続けていくしか方法はないのです。

景色を育てて美しい風景になるのには時間が掛ります。地元の人だけで景観育てを行うのではなく、行政や建築士また、いろんな分野の人と連携して育てていくべきだと思うのです。一人ではできないことも大勢でやればできることがあるからです。

(景観整備機構・景観研究コアスタッフ 伊久美新一)

- ・ 景観整備機構では、文化財建造物の保存活用プロジェクトを企画中です。



- ・ 歴史的な建築の見方、楽しみ方を一緒に勉強しませんか！
- ・ 詳細は追ってお知らせします。

●文化財と景観

景観とは過去である。今より前につくられたものしか、見ることはできない。善かれ悪しかれ、好むと好まざるとに関わらず、景観は過去の営為の集積である。

過去につくられた優れたものを文化財という。文化財の建築はたいてい重要なものほど古い。古いものは価値があるからだ。

第一にデザインがよい。建築はひとつの場所に立ち続ける。時には過酷な自然に耐えなければならない。デザインが悪いと雨や外力に耐えて長い時間形を保つことができない（デザインとはそういう意味である）。

第二に使われ続けている。長持するのは人が手をかけるからである。人の一生よりも遙かに長い時間、建築物が立ち続けているのは、代々の人がそれを大切なものとして扱ってきた証拠である。

第三に記憶そのものである。もしすべての物が人の一生よりも短い期間でなくなったら、歴史とか社会といった、個人を超えたしくみに思いを致すことはできないだろう。時間と空間の実感も非常に小さくなるだろう。子供の頃に見た物がそこにあること、何世代も前の人と同じ物を見ているということ、この感動は人間特有である。個体を超えたしくみをつくり、残せることが人間の定義だから。同時に過去を前にして、そこからしか出発できないのが人間の宿命でもある。

●社会の余裕

文化財は景観のなかで優れたものだから、今後登録文化財を中心に、景観重要建造物に指定されることが期待される。

現行では文化財は所有者にとってのアドバンテージが少なすぎる。

登録文化財は活用を視野に入れた制限の少ない緩やかな制度で、これによって文化財の数が格段に増え、関心が促進された意義は大きい。しかし助成、補助、優遇措置は少なく、文化財行政予算の少なさから見ても、建築に特有な法規上の問題から見ても、既存の担当だけでは限界がある。法令のクリアや資金面、税制面での優遇も含め、総合的に文化財をまちづくりに活かす施策が望まれる。

行政では文化財と建築と徴税の認識が共有されているとは言い難い。例えば登録文化財の公共財としての維持と、建っている土地の固定資産税の免減は、公共性の天秤で量ってもよいと思うが、普通は天秤に載せることすらできない。これらの繋ぎを建築士会が提言できれば素晴らしいことだ。景観法はその契機かもしれない。

文化財は社会の余裕だと思う。経済的には無駄かもしれないけれど、追われるような日々には出口を開いてくれるもの、むしろそれを得るために働いているようなもの、それが余裕ではないだろうか。

（景観整備機構・文化財建造物活用Proj会議

土屋和男）

写真は県内の登録文化財の一例です。いくつご存知ですか？



（答えは25頁）



丘陵都市モハカル（スペイン） 左上
 ついじまつ
 築地松と散居集落・斐川町（島根県） 右上
 上海の水上住居群（中国） 左下
 アイバル（スペイン）のアーケード 右下

■個人的なことですが

静岡に設計事務所をかまえて、10年あまりになります。静岡ではじめての仕事が、旧蒲原町の旧五十嵐歯科医院（登録有形文化財）の改修や活用のお手伝いということもあってか、以後、古い建物の再生や歴史を活かしたまちづくりの活動に関わる機会が増えるようになりました。

■「建築家なしの建築」

新しい建物の設計を中心に東京の事務所で働いていたころ、古本屋で手にした本のタイトルです（現在もSD選書から出版されています）。1964年ニューヨーク近代美術館で開催された、「建築家なしの建築」展の後に出版されました。気候風土や文化、歴史に結びついた合理性や必要性を基にして形づくられた世界各地の集落や建築を、「建築家なしの建築」として一堂に、パノラマ的に紹介しています。



著者のバーナード・ルドルフスキーは、この本の冒頭で、「風土的な建築は流行の変化に関わりがない。それは完全に目的にかなっているのほとんど不変であり、まったく改善の余地がないのである。」と語ります。専門家が係わることなく、その地域の人たちが時間をかけながら、その風土にあった形や構造を工夫しながらつくってきたもので、それらは個性的で美しい。景観や建築を考えていくうえで、原点のようなものではないかと感じます。

また、この本の目的を「私たちの建築的な偏見を探検する旅の出発点を示す。」とし、西欧的な狭い

範囲の文化や短い時間軸だけを背景とした集落や建築の評価に疑問を投げかけます。出版されて40年あまりを経て当時ほどの偏見はなくなっていると思いますが、それでも景観や建築に係わるものとして気をつけたいところです。そして「二、三の知識人や専門家によってではなく、伝統を共有し、共同性に基づいて働く、住民の自発的継続的な作業によって生み出された共同作品」であること、「なかでも私たちに感動を呼び起こしてくれるのは、この種の建築のもっている人間性にちがいない。」とあるところは、共感できる部分ではないでしょうか。

■蒲原でのまちづくりから

旧五十嵐歯科医院の改修以来、古いお宅に住む人たちを中心に伝統的な住まいや暮らしを見直す活動が続ける「蒲原宿まちなみの会」や、旧五十嵐邸で昔の暮らしや催事を中心にまちづくり活用を進める「旧五十嵐邸を考える会」の活動を応援しています。

会の活動は、住み続けながら培ってきた住まいの魅力や暮らし方の知恵を、評価的に読み解いていくことから始まります。例えば、古い住まいの「不便さ」や「非効率」な部分を「問題点」として否定的に捉えるのではなく、「魅力」として捉えます。その町並みの魅力は、山の緑や沢の水、旧東海道の形、祭りや暮らしなど、建物以外の要素も重要であると示してくれます。そして、その魅力を生かしていくために必要なのは、〇〇風な町並みをイメージする瓦屋根や格子などを整備していくガイドラインではなく、目に見えないところで受け継がれてきた町並みの要素を一つずつ読み解きながら、大切に継承していくことではないかと思います。

景観整備機構の活動に加わるようになりました。自分の中で見えていない部分がたくさんありますが、これらの視点を踏まえながら、景観を考えていくことができると思っています。

（景観整備機構・文化財建造物活用Proj会議

石田正年）



雨の景観への招待
 一名雨のすすめー
 著者：小林 享
 彰国社 1996.7.10

■私のブログ

ブログの中で景観のことをいくつか書いています。特に雨の景観は大好きで、時々連載しています。

■雨の景観 2006.11.21

昨日は、久しぶりに一日雨でした。町の風景の中で美しい「雨の景観」がいろいろな場所で見ることが出来ます。景観学者小林享の著書に「雨の景観への招待」という本があります。雨の景観のことを雨景と言いますが、彼は雨景の解釈と構築を13に分類しています。

- ・ けぶりと見通し
- ・ 濡れと露
- ・ 流水
- ・ 鏡映り
- ・ シンボル
- ・ 地面と水面の雨音
- ・ 雨景と味覚
- ・ 雨線と雨垂れ
- ・ 波紋
- ・ 水溜り
- ・ 散り敷き
- ・ 屋根と軒端の雨音
- ・ 体感と嗅感

建築設計やまちづくりを考える中で、このような要素も組み入れる事で、さらに深みのあるデザインになると思われれます。

■水溜まり 雨の景観 2007.4.25

雨降りの日は、「雨の景観」について考えたいと思います。景観学者小林享の著書に「雨の景観への招待」より水溜まりについて次のように書かれています。

「雨と細やかな起伏がもたらす水溜まりが観賞される。とりわけ、雨上がりの光り輝く様子や、水面が映し込む空の雲やあたりの光景が好まれる。水溜まりができることによって微地形が意識される。」

子供の頃、雨上がりの水溜まりを見て、別の世界を創造しました。それは深い池の底であったり、永遠と続く空であったり、とても楽しい世界でした。外部の床面をデザインする場合、素材とともに一部緩やかな



水溜まり

起伏を考えるのも雨の日の演出効果、もちろん雨の降らない時も考えて、凹凸の形状・位置・大きさ・深さ等いろいろな仕掛けが出来ます。

雨や雨上がりの景観も大切にしましょう。

■鏡映り 雨の景観 2007.5.6

今日は天気予報通り朝から雨です。小林享著書「雨の景観への招待」より鏡映りについて次のように書かれています。

「舗装技術の進展と呼応して、雨上がりの舗装面に映る図像が観賞されるに至った。雨上がりの反射光、昼光での建築物や植物の姿かたちの映り、夜間の華やかな照明、などが意識される。」

先日紹介しました「水溜まり」に相反し、美しい写像を見るため、外部の床面をデザインする場合、舗装材の選択により出来るだけ平坦な面とする事が重要です。また対象写像（樹木、建築物等）位置との関係、照明の設置場所も考慮する事により、写像に奥行き感を出します。やはり楽しい世界ですね……。



石橋の鏡映り

■波紋 雨の景観 2007.5.26

小林享著書「雨の景観への招待」より波紋について次のように書かれています。

「水面の波紋(水輪)は織物の文様などに見立てられる。特に時雨や俄雨がもたらす波紋によって、月影や星影あるいは照明の光が瞬く状態を「美しい光」として観賞した。ポツリポツリと間隙のある水輪の情景に静寂が見取られた。」

下の写真に見られるとおり、川のような流動水面より池や湖のような静止水面のほうが水輪の美しさがでて織物の文様のような。以前のブログで紹介しました「吐水と雨の波紋が重なる」ような、別の要素の波紋と重なっても、美しい水面になります。



川面



池面

(景観整備機構・文化財建造物活用Proj会議

西山洋雄)

私は建築士である前に市民であるとの認識から、富士宮市民のまちづくり組織「宮おこし工房」の代表をしています。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもとに、市民自ら行動することが必要だと感じています。



「宮ちゃり街中再発見イベント」富士宮市からもらい受けた放置自転車を再生塗装したレンタサイクル「宮ちゃり」で街のおもしろい場所、へんな所、富士山絶景地などレポートしてもらおう。

◆日本に社会はあるのか

景観を論ずる前提として一般には、公共意識やコモンという概念を一人ひとりが持つ必要があると各先生方はおっしゃいます。しかし私は、景観を論ずる前提条件の公共やコモンが果たして日本人の概念として存在しているのか疑問があります。

社会学博士の阿部謹也の著書に、『日本社会で生きること』があり、そもそも日本人には社会という概念があるのかということ、ヨーロッパ社会の研究との比較によって論じています。結論を言うと確固たる個人があるところに、社会があるのであり、日本には社会はないとしています。そこで著者は、日本では個人と社会との間には「世間」という媒介があるという認識から、「世間」論を展開しています。

蛇足ですが、明治10年頃にsocietyという言葉で「社会」と翻訳し、明治17年頃にはindividualという言葉で「個人」と翻訳したそうです。

◆世間とは

世間とは、パーソナルな人間関係でいわば個人と個人が結びついているネットワーク、わかりやすい例では、大学の同窓会、会社、文壇、政党の派閥など、その人の利害関係を通じた組織としての絆であると阿部氏は説明しています。そして世間に受け入れられることによって日本人は大人になると分析しています。

この「世間」でやっていくためには、仲間または同僚と共に行動する必要があり、それができない人は世の中でやっていけない。日本人は「個人」として社会を構成しているのではなく、世間のなかにおいてはじめて「個人」であって、その世間から容認されなければ、追い出されてしまうことになる。

◆公共性とは

英語のpublicityを翻訳した言葉ですが、公共の公がおおやけとなっている。公とは天皇家を中心とした支配者の家のことだそうです。したがって日本で

は官と公の区別がつかない。官とは政府と直結している機関のことです。ヨーロッパでは公とは、政府と対立する市民側の力を言うそうです。ヨーロッパでは公共の概念は、市民または個人が生活するために自分たちが関わり創造しているのに対して、日本では、公共とは官からの押し付けられた概念であると、今でもとらえられていると思います。

◆公共、景観について

今日、われわれは個人とか社会とか公共という言葉や概念を自明のものとして議論をしたり、教育を受けたりしていますが、前述したように実際の日本社会はそれとはちがっていることを認識し行動しなければ、建前だけの政策となってしまう現実の市民生活や、市民の実感とはかけ離れたものになってしまうのではないかと危惧されます。

さらに現在は、世間という日本の構造さえ、バブル後の構造改革により崩れだし、ニートや年金を払わない人たちが増加していることを考えると、景観問題は政策や手法以前に社会問題から取り組む必要があり、新しい市民参加型の形態を創る事も必要になると思います。

◆おわりに

相変わらず日本では、文化、芸術、教育など明治期以降ヨーロッパを上位のものとし、根本的な概念の検証もせず、表面のみ建前として輸入し、形のみまねをし、体裁を整えることを実践しているように思います。世間という組織にもよいところは多くあります。かつて日本建築史を教わった故小林文次先生は、日本の町並みが整っていたのは、十人並一人前という基本理念があったことが大きいと教えてくれました。景観整備にしろ、公共空間の問題にしろ、日本に合った計画を、日本人みずからが日本文化や伝統をもとに考え実践したいものです。

(地域貢献活動センター

助成・技術情報特別委員会 委員 植松孝弘)

自分の中の“景観”



自分にできること

■春はあけぼの

「春はあけぼのやうやうしろくなりゆく山ぎは、
少しあかりて、紫立ちたる雲の細くたなびきたる。」
清少納言、枕草子の一節です。

夜、瓦版の原稿を書こうと、景観について考えを
巡らしているとふと中学校の時に習ったこのフレー
ズが頭に浮かびました。翌日の明け方、アパートの
ベランダから眺めた日本平の山々は確かに雲が紫色
に細くたなびいて幻想的な感じだったのです。枕草
子が書かれたのは平安時代ですから、この明け方の
景色は1000年前からほぼ同じようであったのでし
ょう。この変わらない自然の美しさをきっとこれか
ら人も人は共有していくことができるのでしょ



明け方の日本平の景色

■良好な景観とは

では、人の作りだした町並みや建物はどうでし
ょう。これはずっと続いていくのでしょうか？景観法
でも「良好な景観は、…国民共通の資産として、現
在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、そ
の整備及び保全が図られなければならない。…」
とあり、景観保全の重要性が明記されています。人
の作る景観は決して普遍ではありませんが、良いも
のは残すように努力していくことが大切だとい
うことです。また、残るような歴史的建物が多い町並
みが良い景観を形成していくと言えるのかもしれませ
ん。

■飛驒の町並み

一昨年国に派遣されていたとき、飛驒古川へ行く
機会がありました。当時は飛驒市で盛んな定住促進
の取組みを視察にいったのですが、現役の古い酒屋
がそのまま重要伝統建造物に指定されるなど、石畳
と調和し、落ち着いた町並みがとても印象的だ
ったのです。酒屋の裏の水路も上水として使えるほ
どきれいで、この趣のある町並みの中であたりま
えのように生活していくということはどういうこと
なんだろう、と考えたことがあったのです。



飛驒古川の町並み（水路から）

■自分にできること

今の自分になにができるのでしょうか。僕は景観
整備機構の人材募集に応募し登録していますが、特
別、景観に対して知識もなければ経験ありません。
ただ、古い町並みを歩いたり歴史的建造物を見たり
するのが好きなだけなのです。でも、逆にだから素
人の目で見えてくるものがあるのではと開き直る
こととしました。古い町並みを見て、「いいなあ。」
と思うのは別に専門知識をもった人達ばかりでは
ないのですから。

しばらくは、楽しみながら古い町並みをぶらぶ
らする機会を増やしつつ、自分の中の“景観”とい
うものを育てていこうと思っています。

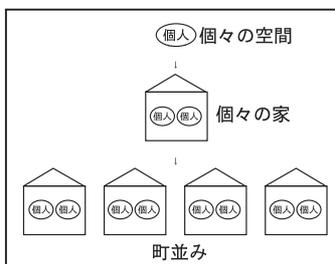
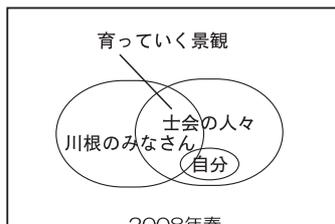
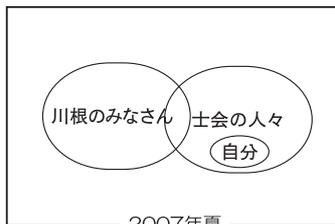
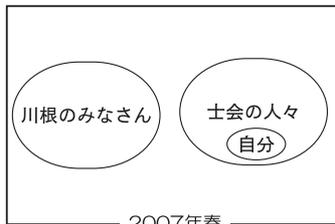
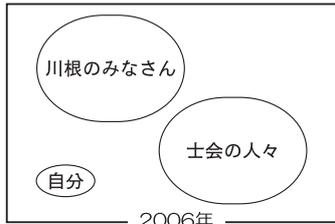
（青年委員会委員 川合健司）



2007. 3. 31 桜花見の会



2008. 4. 5 桜花見の会



■2006～2008大井川中流域「景観育て」に参加して

●きっかけ…地縁・知縁・志縁という多重コミュニティと専門家の協働する景観育てという募集の文章に惹かれて参加しました。

●一年目の春…島田に越してきたばかりの自分は士会の輪にすら入っておらず、また川根についてもわからない状態でしたがメンバーの暖かい人柄のおかげで現地調査が思いのほか楽しくて1年間川根の葛籠と石風呂を歩き回っていくうちにいつのまにか士会の輪の中に入っている自分がいました。

何度か住民の方々とお話しする機会を持ちましたが、その頃の関係は抜里で花見をした時(左2番目の図)の状態、地元の方の輪と士会の輪はずいぶん離れていました。でも一部の方とは交流が出来る、その時のお話はとても心に残るものでした。

『若い人たちがここから出て行くのは仕方が無いです。それを止める事はできない話ですよ。でも一旦は外に出てもその人たちがまたこの抜里に帰ってきたいと思えるような場所にしていけばよいじゃないかって思っています。出て行った人たちが家族を連れて帰ってきてくれるようになったらいいあって・・・その子供らがまたこの抜里で育ててまた出て行ってもまた帰ってくる。ここに帰って来たいと思える潤いがここにあると思っています。そういうところになさきゃいかんと思ってるんですよ』

●二年目の春…その後、一年間暑い中寒い中調査を続けてきたあと、今年の花見には驚きました。去年は遠く離れていた輪が今年は大接近しているではありませんか。そして人々が互いの輪を楽しそうに行き来しています。勿論私もみんなと混ざって本当に楽しかったです。この輪の重なり合う部分、一緒に過ごした記憶が積み重なって出来ていくものが協働による「景観育て」だと感じています。景観は人が育てていくものだとしたら私達の存在もいつか景観の一部になっていることでしょう。

●なぜ建築士会が「景観育て」なの？

地元の方のこの問いかけに答えた大澤会長の言葉が印象的でした。

『我々建築士は皆様の家を設計するのが生業であり、その1軒1軒が集まって景観を形成しているのですから、我々建築士会は景観と深く関わった仕事をしているのです！』

景観育てはまだ始まったばかりです。だけどすこしづつ育てています。あの美しい大井川中流域の景観をどう残し、育てていけるか。課題はたくさんあります。若い人がいないことが一番大きな問題です。地元の子供達が自慢出来るような、大人になっても必ず戻りたくなるような場所。街の人たちの憧れるよ

うな場所にする為に我々建築士はどういうふうに関わっていけるのでしょうか？

今回、様々な提案が出されました。その詳細はまたの機会の報告を待つとして、私自身が真っ先に出来る事は今年2歳になる息子と連れ合いとで何回も川根に行く事です。まずは自分の家族とそこで楽しく過ごしてみたいです。息子に大井川中流域で遊んだ思い出をたくさん作ってあげたいです。大きな夢としては島田の子供達が林間学校のような形で奥大井の子供達と交流したり、体験農業、古民家見学など建築もからめながら、川根のよさをたくさん知ってもらえるようなきっかけを作っていけたらいいなと思っています。

(志太支部 景観形成特別委員会委員 林みゆき)



平成20年6月21日(土)、常葉学園大学サテライトキャンパスにおいて第1回が開催された。



講師は、長尾充文化庁文化財調査官、建部恭宣県文化財保護審議会委員、土屋和男常葉学園大学准教授の3名である。

■「地域文化財専門家」育成研修がスタート

「地域の文化財建造物*1を判定できる専門家」を育成する研修が開始された。これは平成18年度のデモ的な研修*2を実施した後、「文化財建造物活用Proj会議」*3において検討を重ね、今年度6月から12月まで合計7回の研修を計画したものである。

この研修の特色は大きくふたつある。

その一つは景観整備機構が主催するという点である。兵庫県では平成13年度から「ヘリテージマネジャー：歴史文化遺産活用推進員」制度を実施し毎年30名のヘリテージマネジャーを育てている。徳島県でも平成19年度から「文化財マイスター」を養成する研修を開始した。いずれも県教育委員会が主催（建築士会へ業務委託）するが、本会は景観整備機構の自主事業として実施するものである。

文化財建造物は、その地域に生きてきた歴史的にも文化的にも貴重な資産であり、個性あるまちづくりを進めていく上で大切なものとして位置づけられている。この研修を景観整備機構の重要な業務としているのである。

■人づくりとリストづくり

特色の二つ目は研修の中身である。演習においては研修生が身近な文化財建造物を1人10箇所程度見つけリストアップし、教材として使用するところに特色がある。自ら発見してきた文化財建造物の中から聞き取り調査、実測調査し登録文化財の登録シミュレーションを行い、それらの成果発表をめざしている。人材育成と地域に眠る文化財建造物の発掘によ

り地域の文化遺産の再発見につなげるという、人づくりとリストづくりの両輪で進められる。

したがって、研修生は研修時間外も相当な時間を充てることになる。兵庫県も徳島県も60時間の研修講座であるが、静岡県は30時間にも満たない。研修の修了生は、県教育委員会が検討している制度による登録リストへの掲載が想定されるが、専門家たりうるためには研修時間外も対応の主体的な研修が要求されると考えている。

■育成研修を継続していく

来年度以降も研修を継続することにより、静岡県のあらゆる地域に「地域文化財専門家」が常時存在する状況をめざしている。しかも研修の際、発見してきた歴史的建造物が毎年ふえていくことになる。それらのリストが地域の中で専門家により常に監視できる状況をつくり出せるということである。

【平常時】は文化財建造物をチェックし、活用や維持保全・管理に関して適切な助言・指導し、地震等の【非常時】は被災した建物を調査し、修復・改修等に対してアドバイスできる、というシステム体制が期待できる。このようなチェック機能とチェック体制を「地域密着」により整えることができれば、景観整備機構がめざす「景観責任」を果たすことができるだけでなく、「仕事連環」につながっていくことも大いに期待するのは、少し楽観であろうか。

43名でスタートした研修生自身の主体的な意志に今後が委ねられているといえる。

(景観整備機構 副代表 塩見 寛)

お詫び

今回の研修の募集に際し、応募先のメールアドレスに誤記があったことをお詫びいたします。

また、20~30名の募集を考えていたところ、応募者が殺到し、①応募順に受講料振込先を通知し順次振り込まれていたこと、②研修会場は40名程度が限界であったこと、③応募から第1回までのスケジュールは抽選する予定では組んでいなかったこと、の理由により先着順とせざるを得ませんでした。重ねてお詫びいたします。

今回の不手際を反省し、来年度以降も継続して実施するので、よろしくお願ひいたします。

*1 文化財建造物とは、指定や登録文化財を含み、ある時代の技術や意匠、歴史、地方的特色などを物語る有形の所産としての建造物や工作物であり、歴史的な建造物全般をさす（文化庁の定義による）。

*2 平成18年10月28日、旧五十嵐邸において歴史的建築物の保全・活用を目的とする市民活動団体が参加して開催した。

*3 平成19年10月に景観整備機構が募集した人材リストから東中西部各1名、及び機構コアスタッフ4名で構成される。機構の業務は支部が遂行するとしているが、このProjは県全域が対象であるから、本会においてチーム編成した。



下田の街かど



現在の旧南豆製氷所

■ 伊豆下田

東海道筋から1時間半ほどの位置にある下田の旧町は、周囲を切り立った山と河川（海）に囲まれた城下町です。2時間もあれば一巡できる大きさのまちですが、碁盤目のまち割りの中にはナマコ壁の民家や伊豆石が用いられた木骨石造の民家など、生きた生活空間や商店街、宗教空間、史跡が凝縮しています。とかく豊かな自然にばかり目が向けられがちな下田ですが、明快な都市のコンテクストを足で感じ、楽しむことのできる観光地でもあります。10年間住んだこのまちは、私にとって常に刺激的でした。しかし多くの地方都市同様、下田も高齢化に伴い空き店舗や駐車場が増えているのも事実です。

■ 南豆製氷

そんなまちの北東端に、大正から港町下田を支えてきた旧南豆製氷所が佇んでいます。大正12年の建設時の写真を見ると、当時の人々のこの建物に対する意気込みがよく伝わってきます。建物の構造は性質の異なる伊豆石を巧みに組み合わせた組石造2階建て（一部木造）です。長い時間の染み込んだ伊豆石の表情はたいへん豊かで、以前は雨が降ると鮮やかな緑色の姿を見せていたそうです。内部は140平米程の大きな空間に製氷に使われる井桁が組まれた製氷室、後に木造で増築された第2製氷室、複数のコンプレッサーの置かれていた機械室、6つの個

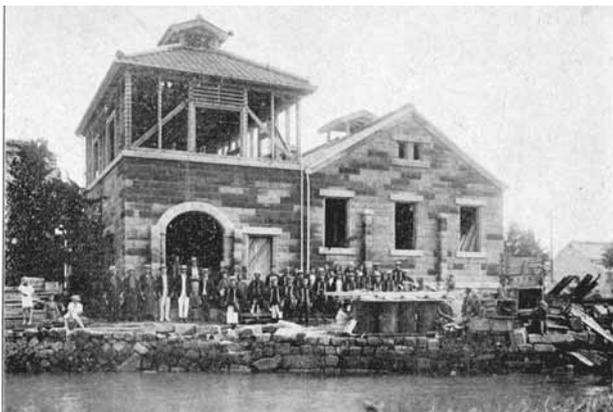
室に分れている冷凍室（貯氷庫）などがあり、それぞれが個性に富んだ空間の質を持っています。20世紀の製氷産業の姿を今に伝える建物は場の力がたいへん強く、多くの人々を惹き付ける魅力のある場所なのです。

■ 「まち遺産」を未来へ

内外から南豆製氷に魅せられた人々が集まり、ここを核として下田の「まち遺産（規模や知名度にとられずにその土地らしさを示すモノの意の造語）」を見直そうという活動が始まりました。このグループでは一昨年、旧町内1,300件以上の建築物の悉皆調査などを通して「まち遺産」の実態を調べ、その結果想像以上に多くの「まち遺産」要素が生活空間の中にあることを把握しました。歴史的建造物や特定のデザインコードを持った建築だけではなく、雑多なまち並みの面白さも見えてきました。地元の方々には、こうしたこれまでにない視点をしっかりと伝えていかなければなりません。単に観光資源としてではなく、自分たちのまちの歴史を知り、風土を知り、そこに誇りを持つための教育の場として「刻まれた時間」を大切にしていければと思います。

南豆製氷の保存活用に関してはソフト、ハード両面で難しい局面が続いていますが、引き続き応援していきつもりです。

（H20「地域文化財専門家」研修生 杉山智之）



大正12年（1923）建設時の南豆製氷



「まち遺産」調査の様子

ともあれ景観は
造り続けられて
ゆくのです。



2008.8.10 鴨江別館シンポジウム
パネリストは、大澤稔、土屋和男、塩見寛
の各氏、コーディネーターは伊藤哲郎
(浜松市フォルテガーデン1F)

世界遺産流行りの昨今、「環境」とともに「景観」という言葉も、より良い暮らしの標題のようによく耳にします。まだ舶来品のようなちょっと遠い存在で、観光開発や商品開発といったあざとい商魂も見え隠れしていますが、人々の暮らしの中で意識・無意識に関わらず渴望されているもののようにも思います。

とはいえ、一時代前の三種の神器—テレビ、洗濯機、冷蔵庫のようにがむしゃらに頑張れば手に入るものでもなく、また、そこに行けば充たされるようなものでもないようです。

かつての景観とは、何らかの営為と時間の蓄積により結果として形成されたもので、長い間、継続されてきた自然の営みや、そこに住み続ける人々の日々の暮らし方や産業のあり方、自然との関わり方、価値観・世界観などにより自然と醸成されてきたものでしょう。そもそも定住するとか、代々引継いでゆくといった観念もなく、地縁・血縁を含めた制度的縛りも希薄となり、職業だって一生ものではない現代日本において、何が蓄積されてゆくのでしょうか。多くの人が日本中を世界中を動き回り、売り手と買い手に自己分裂気味の浮き草のような現代人がつくる景観は…。

ともあれ、景観は造り続けられてゆくのです。

「景観」という言葉は、狭義には、ちょっと広域な連続的な視覚連合？みたいな意味なのかなと思っていますが、「望まれる」とか“より良い・心地良い”といった意味も裏に刷り込まれたこの言葉に、何を

盛り込んでゆくのか、どういう景観に価値を見出すのかといった厄介だけど本質的な論議が続けられる必要があるように思います。

多くの人々が価値を共有し守ってゆこうと努力することのできる景観は、既にあるものの中には存在しますが、これから造ってゆこうとするものの中にあり得るのでしょうか。

秋葉原のように変容し続ける不夜城のような景観もあれば、ハウスメーカーによって整然とデザインされた健康的？な景観、シャッター街と時の流れが映し出す寂寥の景観など、対象化しさえすれば常に身の回りに景観はあります。中途半端で空虚な景観にだってそこに安らぎを感じる人がいるかもしれません。ただ、次代に遺されてゆくものは、コミュニティーにより愛着を持って共有された空間だけなのでしょう。

去る8月7日から10日まで、浜松駅前のオープンスペース/ギャラリーモールと浜松市フォルテ1Fで鴨江別館(旧浜松中央警察署)保存にむけての写真展とシンポジウムが開催されました。浜松支部まちづくり委員会が中心となって、展示内容の編集から写真撮影、パネル印刷と製作、特設会場の設営まで全て手作りの活動でした。

それまで、見向きもされなかった80歳のこの建物が、まずは建築士会の面々から街行く人々、それぞれのなかで対象化され何らかの感情を引き興し、それが伝播してゆくようになればと思っています。

(浜松支部まちづくり委員会 伊藤哲郎)





昭和50年頃の旧東海道：沼津片浜付近の町並み

私の日々の仕事は、個人住宅の設計監理です。

施主の多くはごく一般的な町並みに住み、ごく平均的な生活をしている方々です。それでも住まいを新築または改修するに当たり、設計事務所に設計監理を依頼してくる施主ですから、それぞれの住まいに対する想いは比較的強い方が多いのです。設計者は施主の要望を聞き、それを実現化する「表面的欲求」の設計をするのは当然ですが、「設計をする」ということは、そこに新しい発展を求めるわけで、現状に照らし合わせて更なる創造をすすめ、より豊かにしていかなくはなりません。これは施主には解りにくい「本質的な欲求」ではありますが、設計者として常に自分に問いかけています。ただどうしても今の自分にはまだはっきりと見えない部分があるのです。それは「家はまわりとの環境との接点をつくり出す場である」ということです。「家は一人一人の生き方を建築の形で表現し、まちの表情、環境、人と人、人と自然と、新しい可能性をつくり出す」「家づくり、町づくりは人を育てる」と様々な建築の本に書かれていて、そうあるべきだと思いますが、具体的に何を持ってそうなのかが解らないままなのです。

私の実家は、旧東海道と千本松原に面した古い地域にあります。今でも各家は苗字ではなく、「屋号」で呼ばれています。敷地は間口が狭く奥行が長く、家は年々建替えられ、古い家は殆ど見当たりません。私の家も比較的長く古い家のまま長く残っていましたが、私が中学の時に建替えをしたのです。

家は菓子屋で、お世辞にも立派な建物ではなかったのですが、間取りはまさに店を中心とした町屋の間取りでした。旧道沿いに面した店から、式台を上り、中の間・座敷と続き、渡り廊下を渡ると、離れの座敷、奥にある庭までがお店に入った瞬間に見渡せる間取りで、脇には台所と仕事場があり、子供が遊べる場所は一部分と渡り廊下しかなかったのです。また家は常に忙しく、姉より自分の方だけに母の気を引きたくて家の仕事を必死に手伝い、だから姉とは喧嘩ばかりしていました。友人との遊ぶ場所は決まって渡り廊下。父母よりも近所の方に声をかけら

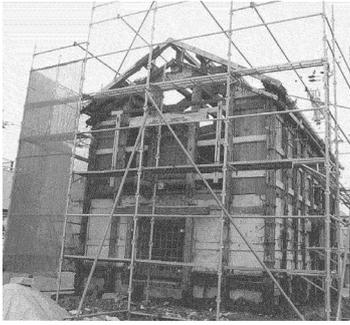
れていました。当時の私はこのオープンな家が嫌で仕方がありませんでした。しかし自分でも気がついていませんでしたが、就職のために設計事務所に面接に行った際に、事務所の所長から「あなたはどのような家で、家族との団欒はどのようにしていましたか？」と思ってもよらない質問を投げかけられました。どのように答えるべきか一瞬悩んだのですが、やはり正直に話すしかないと思い、恥ずかしいけれども、前置きをしてありのままを話したのです。横にいた所員の方は怪訝そうな顔で私を見ましたが、所長と奥様はやさしく笑いながら「よい家で育ったのですね。」と話してくれ、自分でもハッとしたのです。当時、新しい家が出来たことは嬉しかったのですが、何処かで前の家の不思議な力にも気づいていたのかもしれない。友人は、前の家の渡り廊下に憧れていたようで、姉も「あの家で育ったのがよかったのかもしれない」と話すことがあります。

自分の体験を通して、家を設計するということは単に個人の空間を大切に生活の場だけではないと解っていますが、それ以上のまちに対しての提案を個々がどのようにすべきかが今後の課題である気がしています。

友人の先輩である源兵衛川の設計をしたアトリエ鯨の岡村晶義さんに「どんな視点で住宅とまちを見るべきか」を聞いてみました。まずは設計者から見た町のイメージを施主に対して提案し、お互いにイメージを共有させることだと言います。狭い土地でもギリギリに建物や塀を建てるのではなく50cmでもよいので下がり、そこに花を植えるとか、土地がある人には「町に対してオープンなスペースを提供しましょう」と提案するとか、その町に対しての具体的な目標を立ててみるのが大切で、勿論それは私有財産ではあるけれど、設計者が一人一人の施主に対してしっかりと勇気ある提案をしていくことが、イコール私達が仕事を通して社会貢献できることの一部でもあると話してくれました。

まちは個々の住宅一軒一軒が集まって出来ているのだという事を心に言い聞かせたいと思っています。

(静岡地域貢献活動センター委員 高島ゆかり)



解体されている土蔵



土蔵解体後に建設されたマンション

■ 「地域文化財専門家」育成研修を受講

私はこの6月から開催されている「地域文化財専門家」育成研修を受講しています。景観整備とか、地域文化財とか、工務店にいる私にとっては「ムズカシイ」イメージを持っていましたが、始めてみると有意義で非常に面白い！と感じています。既に研修の半分ほどを受講していますから、この原稿には既に受けた研修の影響も受けていることを予めお断りしておきます。

■ 研修を受けようと思った理由

何故、この研修を受けようと思ったのか？ それは、私の実家周辺の景観の変化について思うところがあったからです。実家の周辺には製材や製茶と言った従来からある産業を生業としている方が多いです。安倍川の上流より運ばれてきた材木やお茶を加工することが、この地の地形的な特徴を活かした産業だったのでしょ。そのような理由もあり、実家周辺で土蔵をいくつか目にするすることができます。それらの土蔵は私が幼少の頃より、普通に存在していました。そして、それらは当然のようにこの先、ずっと変わらぬ姿であり続けるものだと思いこんでいました。しかし、数年前に、その内の1つが解体され、12階建てのマンションが建設されました。このことに私は直感的に違和感を感じました。しかし、なぜ違和感を感じるのか説明ができません。土蔵は持ち主の判断によってどのようにもなる。自分が判断すべきではない、と判っていても、何か釈然としません。その解決の糸口がみつかるのかと思い、この研修に参加したのです。

(※ 土蔵は丁寧に解体されていたので、どこかで再生されているかも知れません。)

■ なぜマンションが建つのか？

マンションデベロッパーはマンションが建つことにより最大限の経済的効果をもたらすようなプランを作成し、建築主に対して提案しているだろうことは容易に想像できます。

あまり使わなくなってしまった土蔵なんか解体し

て、マンションを建てた方が都市部にたくさんの方が住めるし、地主さんは収入が得られるし、何より建設業界に仕事をもたらしますから、経済的には最も効果的な方法だし、誰も損をする人はいません。では、土蔵はつぶされるべきなのでしょうか？

■ 景観という観点

土蔵を含めた昔の建物を考えてみます。昔は輸送手段が発達していなかったので、地元の材料が多く使われたらうことは想像できます。また作り手も地元の人でしょう。つまり、必然的にその土地の風土や特性に沿って作られています。これはその場所のもつアイデンティティを表現していると考えられます。景観というものは建物だけでなく、周囲の条件と一体になって形成されるはずなので、その場所に建つべくして建ったものは景観的に良好になるのだらうと思うのです。

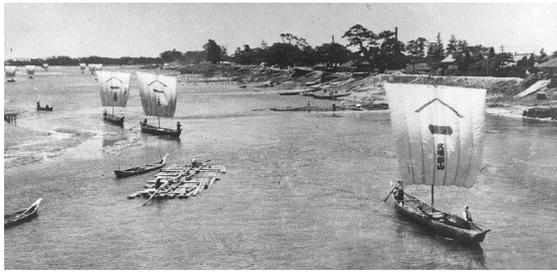
日本全国統一規格でマニュアルに沿って建てられた建物は、経済的に優れていても、景観的に優れているとは限りません。

■ 景観を育てるために建築士のできること

しかし、古いもの=良いもの、と決め付けてしまうと、全ての建物を保存しなければならないこととなります。景観的に要になる建物を地域文化財として大切にし、新たに建て直す建物は地域の景観に配慮して作ってあげれば景観が育っていくと思います。そのためには、どの建物が景観的に要になるのかを判定する人が必要となります。その判定する人を育成するのが今回の研修、という位置付けのようです。私はまだ駆け出しの研修生として、他の研修生に比べても経験も知識も乏しいです。しかし、日頃から意識的に建物や景観について注意を払い、見る目を養ってあげれば、自分にも判定ができるようになる日がやってくるのだらうと思います。

景観に配慮した建物を作っていくことも建築士の役割だとすれば、同時に、地域文化財を大切にすることも建築士が社会に貢献できる役割なのでしょう。

(H20「地域文化財専門家」研修生 片桐 秀夫)



昭和10年頃の天竜川と中野町



小学校の地域学習「まちなか探検」

■ 原風景

浜松市東区中野町をご存知でしょうか？国道1号線天竜川橋を浜松側に渡りきった場所が、私が生まれ育ち今も暮らす中野町です。東海道の江戸日本橋と京都三条大橋のちょうど真ん中、どちらからも63里であったことから中野町と呼ばれると江戸時代の書物に記されています。東海道中天竜川渡しの「間(あい)の宿」として、また明治以降はその水運により上流からの木材や鉱石の流通基地として繁栄を極めました。私の家は堤防に沿った“横町通り”にあり、子供の頃は砂利敷の往還の両側に、軒の低い船宿や置屋さんの面影を残す平入りの建物が軒を連ねていました。まさしく昭和の原風景です。

■ 時代とともに

時は流れ、街道筋の建物は次第に今風の住宅に建替えられて往時の面影はすっかり消えつつあります。川沿いに19軒もあった製材工場は、今では細々と外材を挽く2軒が残るのみです。このまちもご多分に漏れず高齢化や個人商店の閉店が進み、まちの活気が急速に失われています。経済や社会の情勢にあわせて、都市や町が繁栄を極めてやがて衰退していくのはある意味自然の摂理であり、「東海道と天竜川の十字路」として栄えたこの町も、すでにその社会的使命を終えつつあるのかも知れません。

■ まちのアイデンティティ

平成17年に地元住民が「中野町を考える会」を立ち上げました。町内にある遊休地の利活用問題が発足のきっかけでしたが、イベントとして開催した「昔なつかしの写真展」に出展された1枚の写真をきっかけに会の活動は大きく展開をしました。そこには満々と水を湛えた天竜川に、佐久間九根銅山の帆掛船や筏・砂利採り船がはるかなたまで連なり、堤防には荷揚げされた木材や薪がうず高く積まれて活況を呈している様子が映し出されていました。それはまさに自然の風景とそこに繰り広げられる人の営みが見事に調和した美しい景観でした。会の活動は地域資源を活かしたまちづくりへと発展しています。

■ 風情を手がかりに

“景観整備機構”の“地域文化財研修会”に参加していますが、どちらの言葉も制度的な意味合いが強く肩肘が張って一般の人には難解です。例えば中野町の人に「東海道筋の景観を保全したいね」と言ってもピンと来ない人が多いのです。重伝建地区に指定されるほどの貴重な街並みが残されているならまだしも、普段自分達が生活している町の景観には総じて関心が低いものです。逆に余所者の方が敏感で、まちを案内すると「何となく風情があって懐かしさを感じる町だね。」と言われます。その“風情”こそが町の景観あるいは文化であり、“何となく”の“風情”を解読してまちづくりや建築のしつらえへフィードバックしていくことが、地域に根ざす建築士の役割ではないのでしょうか。

■ 代謝していく力

かつて建築は地域の風土や気候に根ざしたその土地独自の材料や形で建てられていました。それは地域の風景そのものです。やがて流通や交流が進み、浜松の町に天竜の木材を使った住宅や伊豆石を積んだ蔵が建つようになります。様々な文化と交わり新しいものの良さを取り込み、まちは常に代謝しながら更新されてきました。過去の歴史に敬意を表し誇りに思いながら、先人の心を将来へどう繋げていくことができるのか、今を生きる私たちの課題です。

■ 人を育て、まちを育む

グローバル化が進めば進むほど、ローカルでその地にしかないものに価値が生まれていき、歴史的資産は何にも変えがたい重みを持っていきます。一方街並みや建築が美しく見えるのは、そこに暮らす人々の絶え間ない営みがあってからこそその話です。地域の宝物を大切に思うひとを育てて、常にコミュニケーションしながら我がまちを考えていくことが、その景観や文化を守り育てていくことに繋がっていくこと信じています。

(H20「地域文化財専門家」研修生 堀内 秀哲)



「景観整備機構」の展示発表（アスティとくしま1階）2008.10.25



車座コーナーで発表する筆者

今年度の建築士会全国大会は、昨年10月25日(土)に徳島で行われました。前日から静岡県建築士会が展示する景観整備機構ブースのお手伝いで久しぶりに全国大会へ参加しました。新幹線とJR高速バスを使い580kmの移動、徳島へ向かいました。

■交流プラザで「景観整備機構」を発表

今回の大会テーマは「阿波の地で連（REN）に学ぶ」です。阿波踊りでは、踊りのグループを「連」と呼び、地域や社会との連携の精神を大会で実践したいという思いがテーマに反映されたようです。

もの・まち・くらしづくりの3つの連ごとに交流プラザに展示ブースが構成されました。

静岡県は景観整備機構について展示し、「これが景観整備機構だ！」をタイトルに、大井川中流域の調査事業、景観実務講習会、地域文化財専門家研修会等景観整備機構の実績・事業についてアピールしました。

景観整備機構の紹介ブースは他と違い、手造りの紙芝居のような、一見大売り出しのスーパーの展示風景のようですが、あたたかみのある雰囲気来場者の目を引き、熱心な質問を受けました。

まちづくり連のブースには、他に13のブースが発表しました。

大会当日、9時30よりまちづくり連の車座コーナーで各出展者の概要紹介及び共通認識確立を目的としたワークショップが開催されました。テーマは、出展者による実践活動内容の情報交換や各実践活動の連携をめざした協働型ネットワークの提案についてです。

■まちづくり活動団体のワークショップ

ワークショップのはじめは、全員で各ブースに訪問し説明・質疑応答を行いました。全国から地道なまちづくり活動が紹介されました。

引き続き車座コーナーにてワークショップの開催です。ファシリテーターより各団体が抱えている問題点と今後について議論し合い、同じような問題を抱えていた団体同士、意気投合し共通意識の中で解決のヒントを得るための話し合いを行いました。

全国のまちづくり団体のネットワーク化の大切さについては確認されましたが、具体案は出ませんでした。閉会后、参加者全員の名刺をコピーし担当ブースを記入し配布しました。

■静岡県の存在をアピール

全国大会での景観整備機構の発表は、昨年の北海道大会に引き続いて2度目ですが、全国から見て、静岡県が景観整備機構を先導する立場にあることを実感しました。

現在、建築士会が景観整備機構の指定を受けているのは10士会ですが、全国大会で発表できるだけの活動実績があるのは、わが静岡士会の他には見当たりません。静岡士会の景観整備機構の取り組みは、全国の注目を浴びていると思いましたが、中にあるとなかなかその凄さがわからないものですが、他県の建築士から指摘を受けて初めて、静岡県の先進性と実行性を感じずにはいられませんでした。

公の場での発表は、静岡士会の取り組みが、全国に「連」となっていく礎となることを予感しました。

（景観整備機構 担当常務理事 西山 洋雄）



展示ブースで「景観整備機構」を説明する大澤会長、神谷副会長、西山常務理事。

壁新聞風の展示内容が注目度満点！



稲生川沿いに建つ加田本家（「一力」の表示）



伊豆石建造物の構造の説明をする筆者

下田市の中心街に点在する伊豆石造りの古民家をテーマに、まちなみ「景観ワークショップ」が下田市の主催で開催されました。平成20年10月25日（土）～26日（日）に第1回目、そして翌月の11月29日（土）～30日（日）に第2回目が開催されました。ファシリテーターは京都大学の神吉紀世子先生（京都大学）で、テーマは下田市内に現存する伊豆石建造物（加田本家）の保存・活用を探りながら歴史的な景観の形成に繋げていくことです。参加者は講師として山崎義人先生（兵庫県立大学）、山本新平氏（和歌山県文化財センター）、学生として日本大学2名、京都大学2名。オブザーバーとして田路貴浩先生（京都大学）、山中新太郎先生（日本大学）、他に石材士、大工さん、建築家、画家、ふるさと博士、南豆製氷応援団および、NPO地域再生プログラムの方々、伊豆石建築物所有者等多彩な顔ぶれでした。

ワークショップは現在空家となっている南豆製氷所のすぐ近くの「一力」という伊豆石建造物（加田本家）の片付け、清掃（参加者で）を行い、その後建物の図面を起こし（建築学科の学生さんで）、構造等を調査し、伊豆石建造物の活用方法を検討するという流れでした。巧みな神吉先生のリードによって参加者から色々な話題が掘り起こされ歴史の町下田ならではの盛り上がりがありました。

私は、景観整備機構（建築士会）の塩見寛さんから構造のアドバイザーとして、このワークショップへの参加を要望されました。古民家の伝統構法に興味を持っていたので気楽に承知しました。「伊豆石」の知識はほとんど皆無だったためネットで伊豆石について少し調べました。伊豆石は静岡県伊豆地方で採れる安山岩質凝灰岩です。

駿河湾の波を思わせるようなブルーと白い模様が特

徴です。「伊豆青石」は民家の壁や風呂場の床等に使われています。「伊豆まだら石」も石倉の壁や石垣に使われています。又、1階を伊豆石で仕上げ2階に海鼠壁をあしらう様が伊豆では多く見られます。

調査した建物の伊豆石は北側の外壁では厚みは約25cm、せいは25cm位、長さ80cm位の石が14段、又南側の壁は厚さ12cm位（北側の半分）、せいは25cm位で12段で構成されていました。

図面作成が終わったあと、講師、オブザーバーから、それぞれの立場で発表会が行われました。私の番になって「構造的にどうでしょう？」と神吉先生から伊豆石建造物の耐震性について説明を求められました。この建物は約100年間いくつかの大きな地震に耐え抜いて来ました。だから耐震性はあるはずですが、桁行方向は伊豆石によって充分壁量が在る。しかし張間方向は極端に壁量が少ない。張間方向の耐震性能はどこに潜んでいるのだろうか？伊豆石の断面がほぼ正方形（25cm×25cm）というところに「鍵」がありそうな気がします。すなわち桁行方向の伊豆石の壁が、張間方向の地震力にも抵抗しているのではないかと？現在の耐震診断では張間方向に作用する地震力に対しては、張間方向の壁で抵抗するという大前提で耐震診断式が作られています。桁行方向の壁が直向する張間方向の力に耐えるはずがないからです。「静的」にはそうであるが「動的」にはどうでしょう？

NPO及び下田市役所の方をお願いして10cm×10cm×30cmの伊豆石10ヶを準備していただいたので、振動実験を行って伊豆石民家の耐震性を探ってみたいと思っています。振動実験は2月上旬に行う予定です。

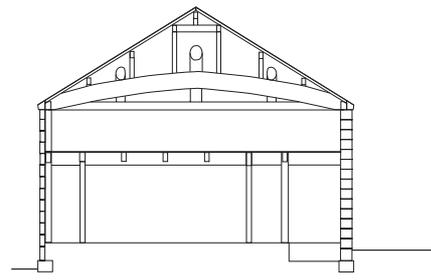
（滝一級構造研究室 滝 英規）



加田本家・北側外壁：全面の伊豆石



建物内部



建物断面図

こころの原風景



昔の記憶を呼び起こすような

こころの奥にしみいる

住まいづくりをめざしています

あなたには“こころの原風景”がありますか？

この言葉には、甘酸っぱくてどこかなつかしい、ノスタルジックなイメージがあります。せっこうボードにクロス貼りという新材材に囲まれた生活に慣れてしまった現代人にとっては、昔から変わらずに残る場所や風景にノスタルジックを感じるのかもしれない。たとえば、

- お寺の境内に一步足を踏み入れたときの背筋のスツと伸びる緊張感。
- どこからともなく聞こえてくるお祭りの笛や太鼓などお囃子の音色。
- お盆のお墓参りにきまって感じる線香のこちよいい香り。
- 家の大黒柱にこびりついた手のあとや風の通る縁側での日向ぼっこ e t c。

そんなこころに残る場所や風景をまちおこしの材料にしている地区が、観光地として人気を集めています。倉敷、高山、角館・・・昔の町並みが保存再生されています。

駅におりたった瞬間、その角を曲がって通りにでた瞬間、見える景色に直感的に「あっ！ここ、いいなあ～」と思ったりします。それらの多くに共通しているのは、並木道や小川のせせらぎ沿いを歩いて伝統的建築物を見て回り、小洒落た茶屋で一息する。そして大切なのは歴史の一片が長い年月を経て今もなお息づいていること。なんだか非日常的空間に身がおかれている心地よさを感じます。

私たちがそう思う風景は、多分そう、昔の人にとってはごく当たり前の風景だったにちがいません。私が住んでいる吉原駅周辺鈴川地区（旧東海道吉原宿）は工業都市として栄え、今なお工場の煙突の煙がもくもくと空一面にたちこめています。決してよい環境とはいえません。しかしこのまちにも今も変わらずこころに残る場所や風景があります。

JRと海岸線に囲まれた細長いこのまちは、起伏に富んでおり（砂山）、旧東海道から20mほどあがったところに住宅地がならんでいます。むかし旅人は、この高台から見えるきれいな富士山を眺めながら、休憩したのだらうと推測されます。他にも、登山の無事を祈って海岸の石を積んだ天の香具山。海岸沿いに続く松林。点在する神社仏閣。五穀豊穰を願うお祭り。毘沙門天だるま市は今も多くの人でにぎわっています。吉原湊からの渡し船でにぎわった見付は田子の浦港として生まれ変わりました。

昨年、町内会のまちづくりワークショップで「まちのよいとこ・わるいとこ」をみてまわりました。まちの活気を取り戻そうと、歴史遺産などを研究する会も発足しました。もし富士山が世界遺産になったら、世界から登山に訪れる旅人の玄関口となるかもしれません。そんな時、直感的に「あっ！ここ、いいなあ～」と思ってもらえるような場所や風景が残っていくよう、住民として、建築士としてお手伝いできたらいいなあと思っています。

（H20「地域文化財専門家」研修生 川島隆裕）



旧東海道沿いの土蔵（棟に木が生えています）



駅北にある旧織物工場（鈴川地区唯一の擬洋風建築）



上空から見た鞆の浦



埋め立て架橋計画予想図

■鞆の浦埋め立て架橋問題

広島県福山市の鞆の浦埋め立て架橋問題は、未だ解決していない。本誌でも2003年2月号の「ふたり紀行・歴史の街と建築をめぐる」第2回で鞆を取り上げ、リアルタイムで報告している。

広島県と福山市は鞆の振興のために埋め立て架橋が必要だとして、国交省に埋め立て認可を申請している。一方、反対する地元住民らは広島県を相手取り、知事に埋め立て認可を交付しないよう求める訴訟を起こしている。

■問題の核心

被告側の架橋推進派の主張は、バイパス道路橋を海に架けて地区内に入る車を削減、埋め立て部分に駐車場をつくり、水産物の水揚げ場にもすれば観光、漁業の振興にも役立つというものである。

原告側の反対派は、埋め立て架橋の代案として山側トンネル建設案をすでに提示している。工期・工費の面でトンネル案が優れている。それにもまして、原告側が主張するのは生活の視点である。港と町並みが一体となって鞆の生活は営まれてきた。鞆にしかないかけがえのない生活を守り、子どもたちに誇りをもって受け継いでいきたいのである。埋め立て架橋によって、波止、焚場、雁木、船番所、常夜燈という貴重な港湾施設が破壊され、海と生活の場の一体的な風景が失われてしまう。これらを保全・維持し、美しい景観を享受してきた鞆の人々に法律上保護されるべき「景観利益」があると原告は主張している。

■景観利益

この「景観利益」が認められるかどうか、最大の争点である。

国交省は昨年来、広島県に対して、埋め立て架橋によって失われる「景観利益」より得る利益が著しく大きいことを示すよう説明を求めているというが、県からの回答はまだない。

ユネスコの世界遺産諮問機関である国際記念物遺

跡会議（イコモス）は、過去3回にわたって架橋計画中止の決議と勧告をしている。富士山はじめ世界遺産候補をかかえる日本政府は、イコモスを無視できないという。

加えて今年1月、金子一義国交相は「鞆の浦の価値を評価して地域だけの問題ではなく、国民の同意をとる必要がある」という見解を示した。

さらに宮崎駿監督は2ヶ月鞆に滞在し構想を練り、完成したのが「崖の上のポニョ」なのである。この映画の中から埋め立て架橋を危惧するメッセージが読み取れるはずだ。

去る2月12日、訴訟は結審した。原告側の最後に意見陳述した松居秀子さんからメールが届いた。「裁判によって鞆のすぐれた価値や存在意義は司法にも認められ、埋め立て架橋計画と行政手法の問題点は、広く白日のもとにさらされることになりました。また、意見陳述によって、住民が何を思い立ち上がり、何によって支えられ、何を守ろうとし続けているのかということが、被告側の良心にさえ届いたようなのです（被告側にも泣いている方がいらっしゃいました）。」

■生活の場を守りたい

松居さんは決して景観論争や文化論争をやりたいたけではなくて、自分たちの生活の場であり、生きる糧になっている日常生活を守りたいだけなんだという。

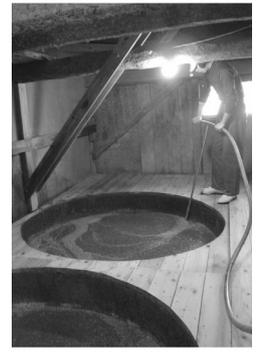
7年前に初めて鞆の浦を訪れたとき、その風景の美しさに感動した。海の美しさ、海に浮かぶ島々の美しさ、そして人々が住み続けている生活の美しさである。ああ、これがかつて朝鮮通信使が絶賛した風景なのだった。

判決は4月中に出される見込みである。ほんとうに大切なことが守られていくのか、あるいは生活の深さと美しさを破壊するという恥ずかしさを国際社会にさらすことになるのか、そのどちらになるのか、まもなく明らかにされる。

（景観整備機構 副代表 塩見寛）



囲炉裏によって家中を乾燥させていた
(岩手県遠野)



カビが命の醤油 (旧大須賀町の醤油蔵)

■ 黴 (カビ) とは？

ひとくちにカビと言っても、その種類は数万種から十数万種といえます。古事記や日本書紀にもカビについての記述があり日本人は長い歴史の中でずっと「カビ」とお付き合いを続けてきました。実は五億年以上も前から存在し生き残ってきた生物界の大先輩なのです。学術上は「真菌 (しんきん)」と言って例外はありますが、そのほとんどが土の中に棲息すると言われます。摂氏二十度～二十五度、湿度八十パーセント以上を最も好むので、高温多湿の日本はカビにとっては恰好の場所なのです。カビは必ず何かにとりつき、そのとりついた物を養分に分解し成長します。その際には必ず水分と酸素が必要となります。

カビという悪いイメージばかりですが、日本にはカビが繁殖しやすい気候を利用した様々な食品があります。代表格と言えば「味噌」と「醤油」。どちらも麹 (こうじ) カビを利用した食品です。納豆や塩辛、漬物、鰹節などは全てカビが養分を分解する働きを利用してつくられている食品です。日本人は、これらの食品を食べることによって逆に有害な菌に対抗できる「菌体質」ともいえる体を形成してきたのです。

■ 家の中のカビ

大気を飛び交うカビの胞子は、人の皮膚や髪の毛、衣服などに付着して毎日大量に家の中に運ばれてきます。もともとは土の中で死んだ動物の皮膚や毛などを栄養にしていたが、現代では私たちの身の周りのありとあらゆる物にとりついて栄養にしています。

カビには防カビ剤や漂白剤をかければ良い、と思う人がほとんどでしょう。しかし防カビ剤は、使用した数日は効果がありますが、またすぐカビが発生します。カビはアルカリ性に弱いので強アルカリ性の防カビ剤に触れると一時的には死滅しますが、そのうち防カビ剤が落ちてくると周囲の胞子がついてまた同じように発生します。さらに防カビ剤は余分な他の菌も死滅させてしまうため、使用する前より

もひどくなる場合もあります。とにかく換気、通気を良くして湿気をなくすこと、栄養源になる石鹸のカスやゴミを常に無くしておくこと。つまり「掃除をマメに！」が一番の対策なのです。またカーペットや畳、押入の中やエアコンのフィルターなど湿気の少ない所に繁殖する、ハウスダストの原因でもある「好乾カビ」というカビもあります。湿気のある所だけでなく、家全体の掃除が大事であることは言うまでもありません。

■ 古民家に見る住まいと暮らし

高温多湿の気候の中で日本人はカビと共存、共生してきました。食べ物だけではなくそれは家造りにも表れています。古民家にはそんな工夫が見られません。いつも開けっ放しにできる大きな開口部や単純で風通しが良い間取り、高い床下は湿気を籠もらせない優れたシステムです。また水を使う場所は建物の本体とは別構造や別棟となっています。さらに囲炉裏やカマドから出る煙は家の中を乾燥させ、カビの繁殖を抑制する効果を生みました。そして昔は働き者の主婦が朝晩は必ず家中をハタキやホウキで掃除をし、廊下や板の間などは常に雑巾がけをしていました。年末には大掃除をして普段は掃除できない箇所や動かすことの無い家具や畳を外へ出し、徹底して綺麗にしました。綺麗好きな日本人の暮らしもカビ対策には大きく貢献していたといえます。家の間取りや構造もそのような暮らしを前提として確立されてきたのです。

■ 現代に活かす日本の住まい

カビを防ぐ、湿気を防ぐ、ということはこの日本の中では難しいのかもしれませんが、むしろ昔の生活に見られるような共存の形を実現できないか・・・といつも設計の際に考えています。「通気」はとても大事なのは当然ですが、「カビ」を考えると「掃除」のしやすさもそれ以上に大事。掃除機でブンブン胞子をまき散らすよりも、ホウキで丁寧に掃いたり、年に一度の大掃除。そんな生活提案も含めた家づくりが、もっと見直されても良いのでは・・・と思います。

山下晋一 ころる現代民家研究所(株)



明治初期建築の長屋門（袋井市）



江戸期建築の酒蔵（袋井市）

■「地域文化財専門家」育成講座

2008年度から始まった育成講座を終えてから既に半年が過ぎました。先月からは今年度の受講生の募集が始まりました。

6月に始まって12月まで全7回の講義は自分にとって毎回新しい発見の連続でした。しかし、いかに自分が知識不足だったのかを悟らされたということでもあったのです。

■実地研修

実地研修は、受講生全員を同じ地域の3～5名に分けた、AからLの12グループで行いました。事前に各自がリストアップした対象物件の中から、各グループ1件を選んで調査し、登録有形文化財への登録シュミレーションを行いました。

私は中遠支部の先輩3名と一緒にI班になり、地元袋井にある「中村洋裁学院」を選びました。



中村洋裁学院（袋井市）
昭和24年ころ建築。木造2階建て。
2階小屋組みはトラス、洋風下見板張
ペンキ塗。

■なぜ地域の文化財？

文化財とは何でしょうか？一般的には、国宝とか国指定などの歴史的建造物とされています。しかし今回の研修はあえて“地域の”文化財です。地域に歴史的建造物がそんなにたくさん存在しているのでしょうか？

今回シュミレーションした登録有形文化財への登録基準は、建設後50年以上経っている建物で、

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの。
- ②造形の規範となっているもの。
- ③再現することが容易でないもの。

以上のどれかに該当することです。

このうち①の条件に該当するには、特別な愛称などで広く親しまれている場合、その土地を知るのに

役立つ場合などになっています。これには近所にある「ちょっといい建物」なども該当してきます。

実地研修で各班がとりあげた建物は、全て文化財に該当するものではないかと思います。このように地域には、まだ知られていない文化財が、たくさん発掘を待っているのです。



中村洋裁学院・建物内に残されているミシン

■そして中村洋裁

I班で調査した「中村洋裁学院」、実は何年前前から私が建物の保存や活用について考えていた建物でした。数年前には、市長に対して活用の提案書を渡したこともありましたが、行政の動きは鈍く、ほかに方策も思い当たらなかったため、途切れたままになってしまいました。しかし、今回の実地研修で所有者の中村さんと再び話したことで、改めてこの建物を何とか活かさなければならないとの思いが募りました。今回一緒に研修した仲間と協力することで、新たな方策が見つかるかも知れません。

■「地域文化財専門家」世話人会

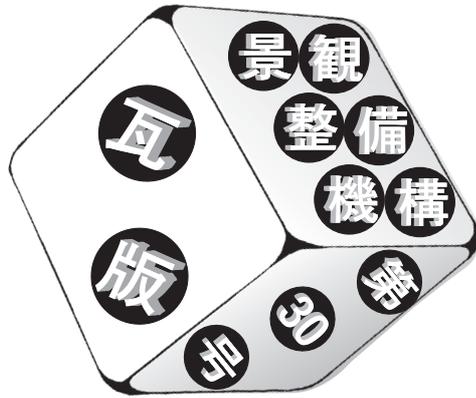
地域の文化財を発掘し、守り育てていくことは、我々建築士に与えられた大切な使命です。しかしたった1年間の講義だけでは、基礎的な知識を身に付ける程度にしかならないので、文化財の専門家になるためには、継続的に勉強できる場が必要です。

そのために、今年度第1回修了者の有志9名にて、世話人会が立ち上がりました。まずは、修了者の継続学習の場の提供と、修了生のネットワーク構築を行う予定です。最終的には、講座修了者を中核とする県内文化財活用の地域ネットワークの構築を目指していきます。

（「地域文化財専門家」世話人会 倉田 裕司）



富士市渡辺家住宅主屋



富士市渡辺家住宅土蔵

■『地域文化財を判定できる専門家』

平成20年度『地域文化財専門家』育成研修を受講し修了証をいただきました。実際自分が『地域の文化財を判定できる専門家』になれたかと言えばまだまだ道は遠いのですが、『地域の文化財を判定できる専門家』になるためのきっかけとしては十分でした。果たしてこの研修を通して自分が得たものは何だったのか。地域文化財に関わる知識は当然の事、ひとつは人とのつながりを持つことの重要性の認識、そしてもうひとつは地域文化への愛着でした。

■まちを観る力

研修が進み町並みや特徴の有る建物に自然と目がいくようになりました。普段は車で通り過ぎるだけの道でもできるだけ自転車を使ったり歩いたりしてまちをゆっくり観察するようになり、今まで見逃していたものが見えてくるようになりました。普段歩くことの無い事務所の周辺も注意深く観察したのですが、興味をそそられる物件が意外に多い事に気付き自分の視野がいかに狭かったかを反省、新しい世界が広がった事を嬉しく感じました。2回目の研修では各自調査票を提出しました。その際に建物の所有者に話を聞いたり図書館や公民館に行ったりしたのですが、地域産業と建物との密接な関係を再認識し、まちの歴史を見直すきっかけにもなりました。

■ネットワークづくりの大切さ

実地研修で自分のグループが調査した建物も地元になりながら長いこと見逃していた物件でした。所有者と市の教育委員会文化振興課の協力を得て、2度の調査を無事に終わらせることができました。文化振興課にはその他の物件についても多くの情報を提供していただき感謝しております。

そんな中ひとつの情報を文化振興課からいただいたのです。それはある民家が近々取壊される事になるのだが見学をしてみてもどうかとの事でした。それは平成2年に建設省のふるさとの坂道30選にも選ばれた風情のある坂道沿いの近代和風建築。その主

屋もさることながら同一敷地内で道路脇のシンボルになっている土蔵が素晴らしい物件でした。

私たちにとって素晴らしく価値のある建物でも所有者にしてみれば実生活の場所。この時点で既に建物の存続や保存は不可能でした。私たちにできることは唯一この建物のデータを残す事でした。所有者のご厚意と『地域文化財専門家』育成研修の講師であり静岡県文化財保護審議会委員の建部恭宣先生の協力を得て、富士支部のまちづくり委員会で参加希望者を募り現地調査を行いました。

この調査は建部先生に指導していただきながら行いましたが、まさに経験に勝るものはなし、目から鱗が落ちるとはこの事でした。文化財調査の七つ道具の紹介と共に、採寸のコツや見所等をじっくりと解説していただき、大変有意義な勉強の場となりました。



調査前の建部先生による指導風景

この一連の出来事を通して感じたのは、ネットワークづくりの大切さです。ひとつの情報がひとつの場所にとどまらず必要な場所や人に届くような情報網を作ることが必要です。行政、まちづくり団体、地域の歴史研究会、その他いろいろな団体や個人との連携が実現すれば『地域文化財を判定できる専門家』として活躍できる場所は広がってゆくはず。それにはまずあちらこちらに顔を出す事、たくさんの人と話す事等の地道な活動からはじめようと思っています。それと同時に個人の研鑽やより実践的な講習を継続的に行なう事も必要であると感じました。

(「地域文化財専門家」世話人会 山崎 勝弘)

独鈷の湯（とっこのゆ）

移設前の独鈷の湯周辺

平成19年9月撮影

手前の流れは、河川底掘り下げのため現在では様子が異なる



下流への移動が終わり、周辺整備工事進行中の独鈷の湯周辺。住民等の要望により、川の中の温泉というイメージをふまえ、道路側に川の流れを作った。道路からの高低さが増えたことにより従来からあった栈橋に加えスロープと階段が新設された。屋根と囲いは以前のまま。前面に見える岩は、以前のもの。周囲を新しい岩で固めている
写真右奥には、新設の足湯が計画されている。



■ 経緯

伊豆市修善寺温泉のシンボリック的存在である独鈷の湯は、例年の台風で何度も流されるという被害にあった。特に最近では、平成16年10月9日の台風22号による修善寺川の氾濫で、温泉街に多大な被害をもたらした。この氾濫の原因は「現況河川の流下能力を上回る出水」・「土石流による河床の上昇」・「流木による河積阻害」であった。そこで、平成17年2月より「修善寺川流域総合検討会議」が設けられ、河川整備のための調査が行われた。

河川整備にあたり、整備区間は歴史的な史跡および温泉地の中心であることから、景観に配慮した整備を行うことを基本とし、平成18年10月に独鈷の湯を移設して改修する案が決定され、12月には、市長から県に要望書が提出された。この案の作成にあたって、流域行政区、旅館組合・観光協会等関連団体、修善寺温泉場まちづくり検討会議からの意見聴取がなされた。

平成19年に「独鈷の湯周辺河川景観検討部会」が発足し、改修計画案の検討等具体的な作業に移った。

■ 整備計画の概要

河川の氾濫による水害対策を目的とする。

- * 川底掘り下げによる河川流量の確保
- * 独鈷の湯の移設とそれに伴う周辺整備
- * 県道張出部の修景

以上が検討部会で協議されることとなり、独鈷の

湯の移設については様々な案が出されたが、今ある岩をそのまま切り離して移動する案で決定された。

■ 整備計画と周辺住民との関わり

平成12年の伊豆新世紀創造祭に向けて旧修善寺町時代に、「修善寺温泉場地区まちづくり検討会議」が発足した。

この頃竹林の小径、修善寺回廊などが整備され、温泉場の景観の方向が形として現れてきた。

以前より、観光協会、まちづくり委員会が策定した景観形成ガイドプランがあったが、なかなか実現には至らなかった。このときを機会に景観に配慮した建物等が出現し始めた。

独鈷の湯手前の虎溪橋脇にある、茶店「一石庵」は平成13年に完成し、景観に配慮して建てられた建物である。このご主人は検討会議の最初からのメンバーで、自らがモデルとなっている。

ご主人と話をする機会があったが、「ガイドプラン作成の時など、専門家の人が参加してくれればもっといいものが生まれたかもしれない」と言っておられた。建築士とのコラボレーションが必要とされる日も近いのでは。

一つだけ残念なこと。それは、独鈷の湯に入浴できなくなってしまったことだ。なんでもモラルの低下が招いたことのようなのだが、残念でならない。温泉文化が一つなくなったように思う。

景観整備機構委員会コアスタッフ 鈴木 幸子



歴史的まち並みペリーロード（下田市）



干物を干している景観（下田市）

■ 景観の業務を通じて

景観の業務に就いて、2年半が経過しようとしています。最初の頃は「良い景観とは何だろう？場所によっても人によっても違うよな。それを推進していくってどういうことだろう？」と自分の中で疑問を持っていました。

今でも明快な答えがある訳ではないのですが、昔ほどは考えないようになりました。少しは自分なりに考えがまとまったのかもしれません。

業務を通じて考え、色々な地域を見て感じてきた「景観とそれを良くするために必要なこと」について書いてみたいと思います。

■ 景観とは美しいものだけじゃない

昨年、下田市の景観計画を策定するための「下田市民会議」に何度か参加させていただきました。委員の方々は、下田の守るべき景観や守っていくための方法について熱心に議論していました。

下田には、美しい自然や歴史的なまち並みなど、優れた景観がたくさんあります。それは誰しもが思う守るべき景観だと思います。驚いたのは、街中で干物を干している景観も対象となっていたことです。叱られるかもしれませんが、それは決して美しいとは思いませんでした。しかし、まさに下田らしい景観でした。頭では分かっていたことですが、「美しいものばかりが良い景観ではない、良い景観とは地域の「らしさ」の表れだ」と改めて感じました。

棚田や牧草地など、生業を営むことによってできたものは守るべき景観（文化的景観）だといわれています。しかし、私は、それは美しいものでなければならぬとどこかで思い込んでいたようです。

■ ルールだけで景観は守られるのか

現在、景観計画が4市で策定済み、8市町で策定作業が行われているところです。これには、建築物や工作物等の景観に関する規制も含まれます。

では、この規制だけで、良い景観になるでしょうか。前述した「らしさ」を守ったり、創ったりすることはできるでしょうか。

先日、「屋外広告物のデザインの考え方」について富山大学の武山良三教授に講義をしていただきました。その中で「行政が決めたルールに則ってつくられたものより、広告主が企業戦略等により考えてつくられたデザインの方が優れている場合が多い」とのお話がありました。

規制は最低限のものであり、特に景観に関してはどうしても定性的なものとなせざるを得ない部分があります。規制だけでは良い建築物や良いまちはできないようですし、こればかりが大きくなると閉鎖的な寂しい景観になってしまう気がします。

■ モラルが大切

企業に関して言えば、現在のような景気停滞期には、経済的利益よりも社会的・文化的利益を重んじることが大切だと思います。戦略として景観に配慮することが、企業の利益に繋がる時代だと思います。個人に関しても、経済的利益とは違いますが、同様なことが言えると思います。

平たく言えば、儲けや自分のことだけを考えるのではなく、モラル（周囲との調和や地域の文化）を大切にすることが、自分を含んだ皆の利益になるということです。そして、それが良い景観形成に繋がっていきます。ルールだけではなく、モラルをいかに育てていくかが、そしてその両方のバランスが重要だと思います。

■ 建築士の役割

正解は人それぞれ違うかもしれませんが、まち全体を考えて建築物をデザインすることは、皆さんがやられていることだとは思っています。その上で、モラルの大切さを施主に説明していくことも建築士の役割なのかもしれません。

また、モラルを育てることの一つがまちづくり活動だと思います。これも建築士の役割として、積極的に参加していくことが必要だと感じています。

私も参加しなければ・・・。

静岡県建設部都市局都市計画室 副主任 佐野貴彦

■きっかけ（その1）

「市内に乱立するパチンコ店と高層マンションの建設を景観法で規制できないか？」市長が担当者に問い質した。



目立ち始めた高層マンションの建設

■景観法の制定背景

いまさらではあるが、景観法の制定背景を簡単に振り返ってみたい。

景観法は、平成16年6月に制定し、平成17年6月より施行された。従前、景観に関するルールは、一般的に「まちづくり条例」と言われる地方自治体の条例や要綱により定められていた。これらの条例や要綱は、根拠法を持たないいわゆる「自主条例」である。自主条例の最大の問題は、財産権をどこまで制約することができるか？に関して意見が分かれ、通常は指導勧告以上の規制措置を執れなかったことである。

つまり、規制力を持たない「お願い条例」でしかなく、当然に建築確認申請の審査とも連動しないため実効性が伴わないのである。

マンション問題等の訴訟において自治体は、負けを覚悟で自主条例等を根拠に争うしかなかった。

東京地裁が「景観利益」を法的保護の対象に認めた平成14年12月の国立マンション訴訟は画期的な判決であったが、建築差し止めの仮処分申請の段階では、根拠法の欠如が指摘されていた。

こうした中、平成15年7月に国土交通省が発表した「美しい国づくり政策大綱」の中に景観に関する法律の制定が具体的にうたわれ、景観法が整備されるに至った。

■景観法と高さ制限

「景観」という名称から多くの関係者の期待を受け制定された景観法は、現行の都市計画制度に配慮した緩やかな法制度であった。

個人的には、物足りなさを感じた。当時、建築行政に携わり、マンション問題、建築形態規制を担当していたため、過剰な期待をしていた感もあるが、正直、がっかりしたことを良く覚えている。景観法に最も期待していた高さ制限については、変更命令の対象外であった。

景観を語る上でどうして高さ制限に強制力を持たせることができなかったのか。この点は、景観法を語る上で最もわかりにくく、説明しにくい部分とな

っているのではないかと。

とはいえ、景観法が制定され、景観に係る法体系が整い、「景観利益」が法律で明記されたことは画期的であり、「景観規制はできるのか？」ではなく「どこまで行うのか？」といった実務の段階に移行したことは大きな前進であった。

■手法としての景観法

景観法は万能ではない。都市計画法、建築基準法といった関係法令の制度との併用を前提とした制度である。

例えば、建物高さについては、形態意匠の制限を工夫することにより間接的に高さや大きさをコントロールすることはできるが、都市計画法の高度地区の指定等を併用することにより、より実効性を持たせることができるであろう。

このように現行のルール（法体系）においては、「どこまで景観に配慮したまちづくりを行うのか」により、景観法、都市計画法、建築基準法その他の関係法令の制度を一つの手法として使い分けことが求められている。

規制や制限に頼らず自主的な取り組みでまちづくりが進められることが理想ではあるが、確信犯の事業者が増えている現状においては、このような制度の活用は不可欠である。

■きっかけ（その2）（冒頭の続き）

担当者が困惑している間に・・・予算も確保され市長もその気になっていたため、結果的に景観行政団体となり景観計画を策定することとなった。

少し消極的な動機に聞こえるかもしれないが、個人的にはこれもありだと思った。できることから始めてみることも結果的には景観を真剣に考えるきっかけになるのではないかと。（ただし、景観法でできることは整理すべきではあるが・・・）

まずは景観計画や景観地区をフル装備で使うのではなく、必要に応じて「軽やか」に制度を活用することが第一歩と考える。

静岡県建設部都市局市街地整備室 主査 鈴木貴博



昭和27年（1952）



平成21年（2009）

湖西市の依頼により、豊田自動車の創業者一族から湖西市に寄贈された豊田会館の調査を、景観整備機構・建築士会浜松支部まちづくり委員会で行ないましたので報告します。

■建物の概要

【所在地】湖西市鷺津2511-5

【設計者】清水建設(株)名古屋支店設計課

【施工者】清水建設(株)名古屋支店

【構造】木造2階建

【竣工】昭和26年

【床面積】1階 258.93㎡ 2階 319.14㎡
延べ 578.07㎡

【仕上】（屋根）瓦葺（外壁）ラスモルタル

■建物の沿革

S24/12/ 1 浜名湖観光汽船(株) 航路免許

S26 河井旅館が鷺津駅北西の湖畔にてハイカラな洋風建築の観光ホテルを経営

S26 豊田喜一郎（佐吉の息子トヨタ自動車社長）観光ホテルを買収

S27/ 3/27 豊田喜一郎 逝去

S33/ 1/ 6 豊田章一郎が湖西町に寄贈

S33/11/11 トヨタ記念館と命名して各種団体等の会合等に開放

S39/ 9/ 1 湖西町立高等女子学院
鷺津中よりトヨタ記念館に移転

S60/ 3/17 湖西市立高等女子学院 閉校
豊田会館として貸し館開始

H 3 改修工事

H18/12/31 湖西市豊田会館条例廃止 貸し館中止

【参考文献】

湖西市史 湖西市

湖西近代百年史表 湖西文化研究協議会

湖西風土記文庫 湖西市

目で見える湖西・引佐・浜名の100年 (株)郷土出版

■建物の特徴

外観は装飾を極力廃している。

開口は浜名湖に面する北側が大きく開かれていて、部屋からの浜名湖の眺望を中心に考えられた建物であることが分かる。

照明器具や和室には折衷主義的な様式が見られるもの、全体的に理性的な合理主義思想のもと設計がなされている。

戦後すぐに建てられた本建物は、戦前から戦中の国粹主義による日本的なるものへの呪縛から解き放たれ、モダニズム建築としてインターナショナル・スタイルを踏襲している。

■立地の特徴

当該敷地は浜名湖を望む風光明媚な場所に位置し、観光汽船の旧乗り場に隣接しており、浜名湖観光の拠点となっていた。

鷺津駅に近く、周辺には本興寺やレンガ倉庫などの歴史的建造物があるが、一体的な保存活用は成されていない。

■将来の展望

本建物は、地域におけるモダニズム建築の嚆矢として、本興寺やレンガ倉庫などの歴史的建造物とともに、浜名湖の湖岸に発展した町並みとしての特徴を表すランドマーク的な建造物になる可能性を持つと考える。

■雑感

調査時に見た最初の感想は、取り立てて特徴もなく、保存する価値を見出すのは難しいのではないかとこのものでした。

しかし、竣工時の写真や沿革を調べていく内に、当初この建物が持っていたモダニズムを象徴するようなシャープな外観が、改修によって失われていることに気づかされました。

浜松支部まちづくり委員会 平野克典



鞆の浦の風景：広島県福山市鞆町



■悲しい時や苦しい時は、涙が出ませんでした。でもうれしい時に、こんなに涙が出るとは思いませんでした…

去る10月1日、鞆の浦埋め立て架橋訴訟の判決後、記者会見で見せた松居秀子さん(58)の涙である。松居さんは、ふるさと鞆を愛し鞆を大切に思い、子どもたちに美しい鞆を受け継いでいきたいと活動を続けてきた人である。

■「不要」と「違法」を断じた

鞆の浦の景観は「国民の財産」だとして、広島地裁は住民の景観利益を認める判決を言い渡し、原告全面勝訴となった。この司法の判断は画期的なことだという。何がどのように画期的なのだろうか。

景観利益を犠牲にしてまで事業を行う「必要性がない」と断じたこと、もう一つは架橋計画は裁量を逸脱した「違法なもの」であると明言したことである。「不要」と「違法」を断言した意味は大きい。

鞆の浦の文化的、歴史的な景観は住民だけでなく、国民の財産であることを明確に示した上で、架橋によって大切な財産が失われるとした。鞆町内に居住しているものは個人としても景観利益を日常的に享受しているとして、それは法律上保護すべきものであると認定したのである。

また、鞆の浦の景観は住民だけが受ける利益ではなく、日本国民、さらに世界にとってかけがえのないものであると言っている。事実、世界遺産会議イコモスは2003、05、06、08年の4回も架橋は鞆の浦の景観を破壊する危機であると決議している。この決議はイコモスにとって前代未聞である。それほど世界的にも貴重な遺産だということなのだ。

さらに、架橋の準備も計画もずさんであり、「国土利用上適法かつ合理的」という法律要件から違法

性を判断したことは、計画以来26年、事業化を進めてきた公共事業に対し見直しを迫るものである*。

■これからの日本の方向性を示唆した

宮崎駿監督は鞆の浦が気に入り、約2ヶ月海辺の民家に滞在し「崖上のポニョ」の構想を練ったという。判決後、宮崎監督の言葉は的を射ている。これからの日本をどういう風にしていくかという時、非常に大きな一歩を踏み出したとして、

「便利とか不便とか過疎とか過密とかっていうレベルでないところで、もう少し遠くを見た、生活の組み立て方とか国土とか気候とか、いろんなことを踏まえた上で、どういう風に生きていくのかっていうのをね、不便なものは不便で、ちゃんと受け入れようということも含めて、やるべきではないかなあと思います」<http://tomo-saiban.net./site80.html>

■地域の暮らしのあり方を突きつけた

鞆の浦の判決は鞆町だけの問題ではなく、これからの社会のあり方を私たちに突きつけたものだと思う。人々の生きかたと暮らしかたを日本中の地域で暮らす私たちに投げかけているのだと思う。

松居さんは判決後、宮崎監督に携帯電話で勝訴を報告すると、涙がとめどなくあふれたという。松居さんの鞆での生活は続いていく。鞆を大切に思う気持ち、何事にも代えがたい住民の連帯感につながっていくと、松居さんはそう信じている。

(景観整備機構 副代表 塩見 寛)

【参照】本誌2003年2月号、2009年4月号

* 広島県は判決を不服として控訴している。去る11月8日広島県知事に初当選した湯崎英彦氏(44)は、県が控訴を取り下げるかについて「プロセスが大事なので今は何とも言えない。鞆のために本当に何が必要か議論すべきだ」と述べている。

